

令和8年熊本地震被災者支援制度
(令和8年8月3日時点)



▲ 支援制度は本市ホームページでも公表しています。

目 次

1. り災証明書の発行

1-1 り災証明書（住家）の発行

1-1-1 り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む 1

1-2 り災証明書の発行（事業者）

1-2-1 り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備） 3

1-2-2 り災証明書の発行（農水産業関係） 4

1-3 り災証明書（住家以外の被害について）の発行

1-3-1 被災届出証明書（住家以外の被害について） 5

2. 経済的な支援

2-1 地震により死亡した方のご遺族への支援

2-1-1 災害弔慰金の支給 6

2-2 地震により障がいが残った方への支援

2-2-1 災害障害見舞金の支給 7

2-3 地震により重傷を負った方 住家に被害を受けた方への支援

2-3-1 災害見舞金の支給 8

2-4 生活資金や生活再建の資金に関する支援

2-4-1 災害援護資金の貸付 9

3. 住まいの確保・再建のための支援

3-1 住まいの中を片付けたい

3-1-1 災害ボランティアの派遣 12

3-2 住まいを補修したい・修理したい

3-2-1 住家の緊急の修理（被害の拡大の防止） 13

3-2-2 被災した住宅の応急修理 14

3-2-3 ひとり親家庭への貸付（住宅） 16

3-2-4 家屋が損壊された方への市営住宅の一時提供 17

3-3 危険なので家屋等を解体・撤去したい

3-3-1	熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助	19
3-3-2	熊本市老朽空き家除却促進事業補助	20
3-3-3	被災住宅の障害物の除去	21

3-4 新しい住まいに建て替え・取得・入居したい

3-4-1	開発許可申請等に係る手数料免除	22
3-4-2	建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除	23

4. 生活面への支援

4-1 生活必需品等の支給

4-1-1	被服、寝具その他生活必需品の支給	25
4-1-2	教科書及び学用品の支給	26

4-2 ごみの処理について

4-2-1	地震で被害を受けたごみの収集について	27
4-2-2	地震で被害を受けた大型ごみ、家電4品目の回収について	27
4-2-3	地震被害を受けたごみの処理手数料の減免について	28
4-2-4	事業所からの災害ごみの処分費用減免	29
4-2-5	ブロック、瓦等のがれき撤去について	32

4-3 飲用井戸水の検査について

4-3-1	災害時における飲用井戸水等の水質検査	33
-------	--------------------	----

4-4 通学に関すること

4-4-1	被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可	34
-------	----------------------	----

4-5 生活に関することについて

4-5-1	消費生活相談	35
4-5-2	こころの健康相談	35
4-5-3	こどもたちの心のケア	36
4-5-4	生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ	37
4-5-5	感染症に関する相談	38
4-5-6	食品に関する衛生相談	38
4-5-7	外国人の方向けの相談窓口	39
4-5-8	無料法律相談（弁護士）	40
4-5-9	無料入浴支援事業	40
4-5-10	宿泊支援事業	42
4-5-11	災害サポート・レンタカーの無料貸出（日本カーシェアリング協	

会)	43
----	----

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1 税に関すること

5-1-1 市税の減免	45
5-1-2 市税の納税の猶予	46

5-2 証明書の交付手数料

5-2-1 各種証明書の交付手数料の免除	46
5-2-2 マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	48
5-2-3 パスポートの発給手数料等の減免	49

5-3 水道料金・下水道使用料等

5-3-1 水道料金及び下水道使用料の減免	50
-----------------------	----

5-4 医療費・保険料・年金

5-4-1 定期予防接種の対象期間の延長	51
5-4-2 国民健康保険料の減免	52
5-4-3 国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の還付	53
5-4-4 後期高齢者医療保険料の減免	55
5-4-5 後期高齢者医療制度一部負担金の減額・免除及び徴収猶予	57
5-4-6 国民年金保険料の免除	59

5-5 高齢者福祉

5-5-1 介護保険料の減免	60
5-5-2 介護保険サービス利用料の減免	61
5-5-3 介護保険 特定福祉用具の再購入	63

5-6 障がい者・児福祉

5-6-1 障がい者の福祉用具の再給付	64
5-6-2 市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額	65
5-6-3 特別児童扶養手当などの災害特例措置	66

5-7 子育て・教育

5-7-1 保育所等利用者負担額（保育料）の減免	67
5-7-2 児童扶養手当の災害特例措置	68
5-7-3 児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免	70

5-7-4	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予	71
5-7-5	市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限 月額の減額	72
5-7-6	就学援助制度	73
5-7-7	熊本市奨学生募集（家計の急変等）	74
5-7-8	熊本市奨学金貸付金の返還の猶予	76
5-7-9	未就学児を対象とした受け入れ	77

6. 事業者に関すること

6-1 中小企業に関すること

6-1-1	中小企業者向け特別相談窓口	79
-------	---------------	----

6-2 農林漁業者に関すること

6-2-1	農漁業被害に関する相談	79
-------	-------------	----

6-3 各種相談窓口

6-3-1	事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	81
6-3-2	社会保険労務士による労働相談	81

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

1. り災証明書の発行

1-1 り災証明書（住家）の発行

1-1-1 り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む

健康福祉政策課 096-328-2340

令和8年熊本地震に伴うり災証明書（住家）の申請受付及び発行を行います。

住家のり災証明書とは、自然災害により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき住家の被害認定調査を実施し、調査結果に応じたり災証明書を市が交付するものです。住家の被害の程度には「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」・「準半壊」・「準半壊に至らない（一部損壊）」があります。
※調査の結果、「無被害」となることもあります。

対象となる方

- ・住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けられた方
- ※カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
※持ち家に限らず、賃貸住宅でも申請が可能です。
※住民票によらず、実際に住んでいれば申請は可能です。
・区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けられた管理組合等

お手続き

窓口またはマイナポータルサイト（電子申請）から交付申請が可能です。

■申請の流れ（被害認定調査有りの場合）

窓口もしくはマイナポータルで調査依頼



被害状況確認のため被害認定調査（1次調査）



調査後、後日窓口で交付（又は、お申出により2次調査を実施）

※遠方への避難等で窓口へお越しいただけない方は、申請窓口までお問い合わせください。

※被害の程度が少なく被害認定調査が不要である場合で、一部損壊のり災証明書を希望される場合は、被害状況を写した写真又は修理の見積書等を申請窓口を持参もしくは電子申請時に添付していただくと、写真等を確認のうえ一部損壊のり災証明書を即日交付（電子申請の場合は郵送）します。

1. り災証明書の発行

■申請受付窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

■申請時間

午前9時～午後4時 月曜日～金曜日（祝日除く）

■申請時に必要なもの

- （１）本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- （２）代理人による申請の場合は委任状、代理人の本人確認できるもの
- （３）申請書
- （４）生活の本拠であったことが確認できる書類
※住民票の所在と、り災した住所が異なる場合に必要です。
- （５）管理規約及び総会の議事録等（区分所有建物の共用部分に被害を受けられた管理組合等）※管理組合の名称及び代表者氏名がわかるもの
- （６）被害状況を写した写真又は修繕見積書（領収書）
※被害の程度が少なく被害認定調査が不要である場合で、一部損壊のり災証明書を希望される場合のみ必須。

■発行窓口

申請受付窓口と同じ

■発行受付時間

午前9時～午後4時 月曜日～金曜日（祝日除く）

■受取時に必要なもの

- （１）交付を受ける人の本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）
※代理人が交付を受ける場合は、代理人の本人確認できるものが必要です。
- （２）家屋調査完了後に送付される「調査完了のお知らせ」
- （３）申請時に不足していた書類
※該当者のみ
※（２）のお知らせが届くまでに連絡が無かった方は不要です

■申請期限

令和8年10月31日（土）

※窓口は令和8年10月30日（金）

※お早めにお手続きください。

1. り災証明書の発行

■お問合せ先

各区役所福祉課		各総合出張所			
中央区	096-328-2312	託麻	096-380-3111	清水	096-343-9161
東区	096-367-9127	河内	096-276-1111	龍田	096-338-2231
西区	096-329-5403	天明	096-223-1111		
南区	096-357-4129	幸田	096-378-0172		
北区	096-272-1118	城南	0964-28-3111		

※お住まいの区以外でも、り災証明書の申請ができます。

1-2 り災証明書の発行（事業者）

1-2-1 り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）

商業金融課 096-328-2424

令和8年熊本地震に伴うり災証明書の発行手続きを行います。

対象となる方

店舗、事務所、工場等の事業所及び事業用設備等に被害を受けられた建物等の所有者、又はテナントとして入居し事業を営む方

※対象となる建物には貸家、店舗兼住宅も含む。

※建物だけでなく、事業用設備についても対象としています。

※農林水産業関係を除く。

お手続き

■申請受付窓口

商業金融課

※受付窓口は今後、各区役所にも設置する予定です。詳細は市ホームページをご確認いただくか、商業金融課へお問い合わせください。

■受付時間

平日 8時30分～17時15分

休日（土日祝） 9時00分～16時00分

※休日（土日祝）は令和8年（2026年）8月1日（土）より

申請時には、下記の書類等が必要です。

（1）被害状況がわかる写真

（2）被害を受けた建物の所在地がわかる地図

1. り災証明書の発行

(3) 本人確認ができるもの(窓口に来られる方)

※代理人が申請する場合は、別途当課所定の委任状が必要です。

※写真は、添付書類として提出していただきますので現像もしくは印刷したものをお持ちください。(A4用紙に何枚か印刷した形式でも可)

※被害の程度判定が必要な場合は、現地調査を実施後に発行しますので、発行までに時間を要する場合があります。

※被害の程度が少なく判定調査が不要な場合は、申請書類をもとに一部損壊のり災証明書を即日発行します。

■お問合せ先

商業金融課 096-328-2424

1-2-2 り災証明書の発行(農水産業関係)

農業支援課 096-328-2384

令和8年熊本地震に伴う、り災証明書の申請受付及び発行を行います。

対象となる方

- ・農業を営まれている方

農作物を生産している耕作面積が3,000平方メートル以上を有すること、又は被災前年1年間における農畜産物販売金額が50万円以上の実績を有すること。

- ・水産業を営まれている方
- ・その他 市長が特に必要と認めるもの。

対象となる物

農水産業の施設(ハウス・建物等)・機械、農水産物、農地等

※施設・機械等は、農水産業用途の利用実態を有すること。

※被害対象は申請者本人の名義であること。

お手続き

■申請受付窓口

窓口	電話番号
北東部農業振興センター農業振興課	096-272-1117
北東部農業振興センター農業振興課 東農業振興室	096-367-9137
西南部農業振興センター農業振興課	096-329-1158
西南部農業振興センター農業振興課 河内農業振興室	096-276-1114

1. り災証明書の発行

西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室	0964-28-3115
水産振興センター	096-311-4010

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明願
- (2) 被害状況が分かる写真（全景写真と近景写真をご用意ください。）
- (3) 被災場所が分かる地図
- (4) 営農等の実態が確認できるもの（営農計画書、確定申告書など）
- (5) 委任状（本人もしくは同一世帯以外の方が申請する場合）

■お問合せ先

農業支援課 096-328-2384

1-3 り災証明書（住家以外の被害について）の発行

1-3-1 被災届出証明書（住家以外の被害について）

健康福祉政策課 096-328-2340

り災証明書の対象とならない建物や家財などについて、被災の届出がなされたことを証明する被災届出証明書を交付しています。

■申請方法

(1) 窓口申請の場合

申請書に必要事項をご記入のうえ、お近くの各区役所福祉課または各総合出張所にご提出ください。

受付時間：午前9時～午後4時 月曜日～金曜日（祝日除く）

(2) 郵送の場合

熊本市ホームページから申請書をダウンロードし、申請書と返信用封筒（110円切手貼付、住所宛名記載）を郵送ください。

※郵送の場合、送付先は各区福祉課となります。

■お問合せ先

健康福祉政策課 096-328-2340

各申請受付窓口

■申請期限

令和8年10月30日（金）

2. 経済的な支援

2-1 地震により死亡した方のご遺族への支援

2-1-1 災害弔慰金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和 8 年熊本地震により死亡された方（審査委員会において、災害関連死と認められた方を含む）のご遺族に対し、災害弔慰金を支給します。

対象となる方

令和 8 年熊本地震により死亡された方のご遺族（災害弔慰金）
亡くなった方が生計維持者の場合 500 万円
生計維持者以外 250 万円

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 月曜日～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

- ・死亡診断書（検案書）の写し
- ・申請される方の本人確認ができるもの（運転免許証等）の写し
- ・申請される方名義の通帳の写し
- ・申請される方が市外にお住まいの場合、遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）の写し
- ・印鑑（認印可）

※その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312	[東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403	[南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118	[健康福祉政策課] 096-328-2972

2-2 地震により障がいが残った方への支援

2-2-1 災害障害見舞金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和 8 年熊本地震により重度の障害を負った方（審査委員会において、災害により重度の障がいを受けたと認められた方を含む）に、災害障害見舞金を支給します。

対象となる方

令和 8 年熊本地震により心身に以下の内容の障がいを受けた方

- ① 両眼が失明した場合
- ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を完全に失った場合
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がい残り、常に介護が必要な場合
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がい残り、常に介護が必要な場合
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った場合
- ⑥ 両上肢の用を完全に失った場合
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った場合
- ⑧ 両下肢の用を完全に失った場合
- ⑨ 精神または身体の障がい重複し、その程度が上記①～⑧と同程度以上と認められる場合

上記の障がいを受けた方が

生計維持者 250 万円

生計維持者以外 125 万円

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 月曜日～金曜日（祝日除く）

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312

[東 区福祉課] 096-367-9127

[西 区福祉課] 096-329-5403

[南 区福祉課] 096-357-4129

[北 区福祉課] 096-272-1118

[健康福祉政策課] 096-328-2972

2-3 地震により重傷を負った方 住家に被害を受けた方への支援

2-3-1 災害見舞金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和 8 年熊本地震により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方に、災害見舞金を支給します。

対象となる方

令和 8 年熊本地震により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方

災害により 1 ヶ月以上の重傷を負った方 : 3 万円

住家の全壊又は流出した世帯 : 5 万円

住家の大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊世帯 : 3 万円

上記に該当しない住家の床上浸水 : 1 万円

※被害を受けた当時、熊本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳に登録されていた方が対象となります。

※「重傷を負った方」は、令和 8 年熊本地震により直接的なけがをされた方が対象となります。

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

※死亡又は負傷した場合に、条例により災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を受けることができる場合は、対象外となりますのでご相談ください。

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 月曜日～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

＜重傷の場合＞※申請者は重傷者本人または世帯主となります。

- ・医師の診断書（療養期間記載のものに限る。写し可）
- ・申立書（診断書にて令和 8 年熊本地震による直接的な負傷が分からない場合）
- ・申請者名義の通帳の写し

＜住家の全壊等の場合＞※申請者は世帯主となります。

2. 経済的な支援

- ・り災証明書（写し可）
- ・申請者名義の通帳の写し

※ その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312	[東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403	[南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118	[健康福祉政策課] 096-328-2340

2-4 生活資金や生活再建の資金に関する支援

2-4-1 災害援護資金の貸付

健康福祉政策課 096-328-2340

令和8年熊本地震により世帯主に負傷又は住居・家財に損害があった世帯のうち、所定の要件を満たす世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸し付けを行います。

対象となる方

被災日時点で熊本市に居住かつ住民登録があり、以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主

- 世帯主がおおむね1か月以上の療養期間を要する負傷を負った
- 住居の半壊（準半壊を除き、中規模半壊及び大規模半壊を含む）又は全壊
- 住居の全体が滅失・流失した
- 家財の価額のおおむね1/3以上に損害があった

※「住居の半壊又は全壊」は、自己所有の住宅（持ち家）の場合が対象となります。
全壊の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等の事情がある場合及び滅失又は流出の場合は、アパート等の賃貸住宅の場合でも対象となります。

2. 経済的な支援

■貸付限度額

貸付区分		貸付限度額
世帯主におおむね 1 か月以上の療養を要する負傷があった	家財、住居に損害なし	150 万円
	家財の価額のおおむね 1/3 以上の損害	※1 250 万円
	住居が半壊（準半壊を除き、中規模半壊及び大規模半壊を含む）	270 万円 ※2（350 万円）
	住居が全壊	350 万円
世帯主におおむね 1 か月以上の療養を要する負傷が <u>なかった</u>	家財、住居に損害なし	貸付対象外
	家財の価額のおおむね 1/3 以上の損害	※1 150 万円
	住居が半壊（準半壊を除き、中規模半壊及び大規模半壊を含む）	170 万円 ※2（250 万円）
	住居が全壊（住居の全体が滅失又は流失した場合を除く）	250 万円 ※2（350 万円）
住居の全体が滅失・流失した		350 万円

※1 家財の損害の場合、貸付限度額と家財の損害額のうちいずれか低いほうの金額の範囲内での貸付となります。（損害状況を確認するため現地調査を行う場合があります。）また、家財の損害に自家用車の損害は含まれず、貸付金を自家用車の購入・修理のために充てることはできません。

※2 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情があると認められる場合には（ ）内の金額が貸付限度額となります。

■貸付条件

利 率 連帯保証人を立てる場合：無利子
連帯保証人を立てない場合：年 1.5%（据置期間中は無利子）

償還期限 10 年（据置期間を含む）

据置期間 3 年

※据置期間 3 年経過後、7 年間の償還となります。（繰上償還は据置期間でも可能）

■所得制限

世帯の市民税における令和 8 年度分（令和 7 年分）総所得の合計が以下の金額未満

2. 経済的な支援

- 1 人：220 万円
 - 2 人：430 万円
 - 3 人：620 万円
 - 4 人：730 万円
 - 5 人以上: 1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額。
- ※住居が滅失した場合は世帯人数に関わらず 1,270 万円

■お手続き

申請受付の準備ができ次第、お知らせします。

3. 住まいの確保・再建のための支援

3-1 住まいの中を片付けたい

3-1-1 災害ボランティアの派遣

地域政策課

096-328-2036

地震により住居に被害を受け、自力での片付けが困難な世帯を対象に、災害ボランティアを派遣し、家屋内外の片付けや清掃等を支援します。

対象となる方

以下の要件をすべて満たす方

- ・熊本市内で地震により住居に被害を受けた方
- ・高齢者のみの世帯、障がいのある方がいる世帯など、自力での片付けが困難な世帯

支援内容

- ・家屋内外の片付け、清掃作業、家具等の搬出補助 など
- ※重機を使用する作業や専門的な技術を要する修理・修繕作業は対象外です。

申込方法

(1) Web 申込（受付時間：24 時間対応）

熊本市社会福祉協議会ホームページの申込フォームから申込
<https://logoform.jp/form/TGU5/1721302>

(2) 電話申込（受付時間：午前9時から午後4時まで）

災害ボランティアセンター専用回線

① 080-1535-1141 ② 080-1532-0617

(3) 申込後の流れ

- ・災害ボランティアセンター職員が電話等で被害の状況を確認します。
- ・支援の可否や作業日程は、被害状況の確認後に決定し、改めて連絡します。



お問合せ先

■熊本市社会福祉協議会 熊本市災害ボランティアセンター

電話 : 080-1545-0531

受付時間：平日 午前9時から午後4時まで

メール : volunteer@kumamoto-city-csw.or.jp

3-2 住まいを補修したい・修理したい

3-2-1 住家の緊急の修理（被害の拡大の防止）

住宅政策課 096-328-2449

令和8年熊本地震により被災した住家（住宅）について、被害の拡大を防止することを目的とした制度です。

対象となる方

当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊、及び準半壊等に相当する程度の住家被害を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯。なお、物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。

（本メニューについては、り災証明書の提出は不要です。）

費用の限度額

1世帯あたり 56,400 円以内（消費税込み）

※ 同じ住宅に2世帯以上同居している場合は、1世帯とみなします。

対象となる内容

具体的な例は、次のとおりです。

- ・屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- ・損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- ・アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保（2次被害防止）のため）

申込期限と完了期限

令和8年8月7日（金）まで（完了期限も同日）

※同年8月31日まで延長する方向で、国（内閣府）と協議予定です。

お手続き

■申請受付窓口（必要な書類等は個別にお渡しします）

住宅政策課（本庁舎9階）

◎（事前相談：要件への適合確認など）⇒（事前調整：修理業者の確認や例示など）

⇒申込書ほか書類を提出（不足書類は後日）⇒市から修理業者へ依頼⇒修理実施

※ 修理業者については、国土交通省協力の検索サイト等も紹介します

■お問合せ先 住宅政策課 096-328-2449

3-2-2 被災した住宅の応急修理

住宅政策課 096-328-2449

令和8年熊本地震により被災した住宅について、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで引き続き住めるようにすることを目的とした制度です。

申込者が選定した修理業者に熊本市が応急修理を依頼します。

費用についても、限度額の範囲内で熊本市が修理業者へ支払います。

対象となる方

(1) 以下の全ての要件を満たす方（世帯）

- ① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊、及び準半壊等の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象とします。

- ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

※ 対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とします。

(2) 資力等の要件

「中規模半壊」、「半壊」若しくは「準半壊」の住家被害の場合は、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。

※ 修理業者に代金を支払ってしまうと、この制度は利用できません。

※ 応急修理の期間中、条件により応急仮設住宅（賃貸型応急住宅：みなし仮設）等を利用できる場合があります。

※ 借家は一般的には借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。

ただし、事情により所有者・管理者が修理を行わず、居住者の資力では修理できないために、居住する場所を確保できない場合は、所有者・管理者の同意を得て応急修理制度を活用できる場合があります。

なお、この場合は所有者・管理者に資力がないことを証する資料等が必要になります。詳細は「■お問合せ先」記載の担当課までご相談ください。

3. 住まいの確保・再建のための支援

費用の限度額

1世帯あたりの限度額は次のとおりです。

- (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯
757,000 円以内（消費税込み）
- (2) 準半壊の被害を受けた世帯
367,000 円以内（消費税込み）

※ 同じ住宅に2世帯以上同居している場合は、1世帯とみなします。

対象となる範囲

屋根等の基本部分、床や壁、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に必要欠くことのできない部分であって修理を行うことが必要となる箇所です。

- ・ 今回の災害と直接関係ある修理のみが対象となります。
- ・ 家電製品は対象外です。
- ・ 内装に関するものについては一部対象とならないものもあります。
（例）内装（畳、壁紙などの張替え）については原則として対象外ですが、床や壁の下地と一体で交換する場合は対象となります。

※詳しくは下記「お問合せ先」にご相談ください。

申込期限と完了期限

令和8年10月27日（火）まで（完了期限も同日）

※令和9年（2027年）1月27日まで延長する方向で、国（内閣府）と協議予定です。

お手続き

■申請受付窓口

住宅政策課（本庁舎9階）

◎（事前相談：要件への適合確認など）⇒（事前調整：修理業者の確認や例示など）

⇒申込書ほか書類を提出（不足書類は後日）⇒市から修理業者へ依頼⇒修理実施

※ 修理業者については、国土交通省協力の検索サイト等も紹介します

■必要なもの

- ・ 住宅の応急修理申込書 ※参考資料として、住宅の被害状況に関する申出書も添付
- ・ り災証明書（住家） ・ 被害状況が分かる写真（修理前の写真）
- ・ 修理見積書（申込者が選定した修理業者から入手）

※ その他市長が必要と認めるもの （例）資力の申出書（中規模半壊以下の場合）

■お問合せ先 住宅政策課 096-328-2449

3-2-3 ひとり親家庭への貸付（住宅）

こども家庭福祉課 096-366-3030

現に居住し、かつ所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築するために必要な経費を市内に居住するひとり親家庭に対して貸付を行います。

対象となる方

ひとり親家庭の母または父、寡婦の方

■貸付の要件

- ・原則、連帯保証人が1名以上必要です。
※ただし、弁済する資力及び能力があることを条件として、連帯保証人なしでも申請が可能です。
- ・当該建物が申請されるひとり親家庭の母または父、寡婦の名義で登記されていることが必要です。
- ・その他、資金の内容や対象者などに関する基準がありますので、詳しくはご相談ください。
※物置、車庫等の付属家は対象外です。
※必ず事前相談が必要となります。
※申請から実際の送金まで通常2ヶ月程度を要します。

■貸付限度額

150万円

■利子

保証人を立てる場合は、無利子。保証人を立てない場合は、年1%の利子がかかります。

お手続き

■申請窓口・受付時間

熊本市母子父子相談室 （午前9時30分～午後4時 ※月曜・祝日休み）
096-372-1228
熊本市中央区大江6丁目1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）

■お問合せ先

熊本市母子父子相談室 096-372-1228
こども家庭福祉課 096-366-3030

3-2-4 家屋が損壊された方への市営住宅の一時提供

市営住宅課 096-328-2461

令和8年熊本地震により住宅に引き続き住むことができなくなった方に対し、市営住宅を一時的に提供します。

対象となる方

令和8年熊本地震により住宅に半壊以上の被害を受け、引き続き住むことができなくなった方

※原則として市町村が発行するり災証明書（半壊以上、写しでも可）が必要ですが、状況により後日提出でも可能です。

※住家の被害の程度が「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」「被害なし」の場合は対象外となります。

入居可能期間

原則6か月以内（最長1年まで更新可）

使用料等

住宅使用料（家賃）、駐車場使用料、敷金は免除です。

共益費や水道光熱水費等は入居者負担となります。

申込方法

窓口にて先着順で受け付けます。入居の申込みがあった住宅は受付を終了します。

申込期間

【熊本市内在住者】

令和8年8月6日（木）から

【熊本市内在住者＋熊本市外在住者】

令和8年8月9日（日）から

受付時間は午前10時から午後4時まで

※受付開始時間（午前10時）前に来場された方は、受付開始時間までに受付場所へ来場された方全員で、申込の順番を決める抽せんを行い、決定した順番で受付を行います。

※受付開始時間以降に来場された方は、受付開始時間までに受付場所へ来場された方全員の受付が終わった後に先着順にて受付を行います。

3. 住まいの確保・再建のための支援

申込場所

【熊本市内在住者】

- ・令和8年8月6日（木）・令和8年8月7日（金）
熊本市火の君文化センター1階ロビー（熊本市南区城南町舞原 394-1）
- ・令和8年8月8日（土）
熊本市役所本庁舎 14 階 特設会場（熊本市中央区手取本町 1-1）

【熊本市内在住者＋熊本市外在住者】

- ・令和8年8月9日（日）
熊本市役所本庁舎 14 階 特設会場（熊本市中央区手取本町 1-1）
- ・令和8年8月10日（月）以降の平日（土・日・祝日を除く）
熊本市役所本庁舎 9 階 市営住宅管理センター窓口

お持ちいただくもの

- ・り災証明書の写し（コピー）
- ・本人確認書類
（免許証、マイナンバーカード、被災場所に居住していることがわかるもの）
- ・申請書類
（行政財産使用許可申請書、誓約書）

※代理人が申し込む場合は以下の書類も必要です。

- ・代理人の身分証明書
- ・委任状

その他

- ・家具、家電、カーテン等はお持ち込みいただく必要がありますので、ご注意ください。
- ・市営住宅でのペット（犬・猫・鳥等）の飼育や、市営住宅敷地内での餌付け等は禁止されていますので、ご注意ください。

お問合せ先

市営住宅課 096-328-2461

3-3 危険なので家屋等を解体・撤去したい

3-3-1 熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助

空家対策課 096-328-2514

倒壊の恐れのある危険な空家の除却工事費に対して、**最大60万円** 補助します。（敷地全体を更地にする必要があります）

対象となる方

熊本市内にある空家の所有者または管理者で、個人の方。（相続人も対象）

※対象となる空家の条件については、以下の空家対策課のホームページをご参照ください。

【4月13日 受付開始】熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金について（老朽危険空家等除却補助）



お手続き

空家対策課への各種申請書のご提出が必要です。（郵送申請可能）

※詳細な手続きの流れや必要書類については、上記の空家対策課のホームページのうち、「R8 補助申請手続きの進め方」のチラシをご参照ください。



※なお、事前調査申請受付期間は、令和8年12月28日（月）までとなっており、予算がなくなり次第、受付終了しますのでご注意ください。

■申請受付窓口

空家対策課

■受付時間

午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日を除く）
窓口を持参もしくは郵送（申請期間内必着）

■お問合せ先

空家対策課 096-328-2514

3-3-2 熊本市老朽空き家除却促進事業補助

空家対策課 096-328-2514

建築後一定期間を経過した老朽空き家（戸建の住宅）の除却工事費に対して、

最大40万円 補助します。（敷地全体を更地にする必要があります）

対象となる方

熊本市内にある老朽空き家の所有者または管理者で、個人の方。（相続人も対象）

※対象となる老朽空き家の条件については、以下の空家対策課のホームページをご参照ください。

【4月13日 受付開始】古い空き家や相続・遺贈を受けた空き家の除去費用の一部を最大40万円補助します！



お手続き

空家対策課への申請書のご提出が必要です。（郵送申請可能）

※詳細な手続きの流れや必要書類については、上記の空家対策課のホームページのうち、「R8° 補助申請手続きの進め方（手引きの概要版）」のチラシをご参照ください。



※なお、受付期間は、令和8年12月28日（月）までとなっており、予算がなくなり次第、受付終了しますのでご注意ください。

■申請受付窓口

空家対策課

■受付時間

午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日を除く）

窓口を持参もしくは郵送（申請期間内必着）

■お問合せ先

空家対策課 096-328-2514

3-3-3 被災住宅の障害物の除去

土木総務課 096-328-2475

令和8年7月28日発生の令和8年熊本地震によって住家内に運ばれた土石、竹木等によって、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を、熊本市で実施する制度です。

要件等をご確認の上、制度の利用を希望される方は下記窓口にご相談ください。

対象となる方

次の要件の全てに該当する方が対象となります。

- (1) 災害時に住んでいた住家が半焼、半壊又は床上浸水の方を対象とし、全焼、全壊及び流失の住家については、引き続き元の住家に住み続ける方
- (2) 住家内に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自助・共助による障害物の除去が困難な状況かつ自らの資力では障害物を除去できない方
- (3) 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）や市営住宅を利用しない方

除却の範囲

障害物の除去は、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保するために行うものですので、その範囲は次のとおりとなります。なお、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象になりません。

- (1) 居室、台所、玄関、便所等の日常生活上欠くことのできない場所にある土砂等の除去（物置や倉庫等にある土砂等は対象外となります）
- (2) 住家の入口が土砂等で閉ざされている場合の玄関回りの除去

■申請受付窓口

本庁 13 階 土木総務課

■受付時間

令和8年7月29日（水） ～ 未定

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書（住家）（写しでも可）
- (2) 被災住宅の障害物の除去申込書（様式第1号）
- (3) 資力に係る申出書（様式第2号）
- (4) 住家内の状況がわかる写真等

(5) その他、熊本市で必要と認める書類

■注意事項

(1) 1世帯当たりの限度額は 148,600円 (※) です。

※申請者への支払いは行いません。熊本市が施工業者へ直接支払います(除去完了後に支払う)。

(2) 2世帯以上が居住している場合でも、(1)の1世帯当たりの限度額以内となります。

■お問合せ先

土木総務課 096-328-2475

3-4 新しい住まいに建て替え・取得・入居したい

3-4-1 開発許可申請等に係る手数料免除

開発指導課 096-328-2507

令和8年熊本地震によって被災した建築物等を移転又は建替等を行う場合に、開発許可又は宅地造成に関する工事の許可申請等に係る手数料を免除します。

対象となる方

今回の地震による建築物のり災証明書の発行を受けた者で、次のすべての要件を満たす開発行為又は宅地造成に関する工事を行う者

- ① 予定建築物の用途が既存建築物と同一又は一般住宅であること。
- ② 予定建築物の規模、構造、設備等が既存建築物と比較して著しく過大でないこと。
- ③ 既存建築物と予定建築物の所有者が同一又はその同一生計家族であること。

■免除対象手数料

被災した建築物の移設又は建替等にあたって生じる下記の手数料

- ① 開発行為許可申請手数料(都市計画法(以下「法」という。)第29条)
※ 非自己用を除く。
- ② 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料(法第42条第1項ただし書き)
- ③ 開発許可を受けた土地以外の市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料(法第43条)
- ④ 宅地造成工事許可申請手数料(宅地造成及び特定盛土等規制法第12条)

お手続き

■申請受付窓口

開発指導課 096-328-2507

■受付時間

月曜日～金曜日（祝日除く） 8時30分から17時15分

■必要なもの

手数料免除申請書にり災証明書を添付のうえ、開発行為許可等に係る申請を行ってください。

※ 手数料免除申請書は本市ホームページに掲載しております。

■お問合せ先

開発指導課 096-328-2507

3-4-2 建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

地震災害により滅失又は破損した建築物等について、その災害の発生した日から1年以内に、建築・大規模の修繕・模様替えをするときは、建築確認申請等、建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）申請等の手数料を免除します。

※対象となる申請等は、熊本市へ申請される場合のものです。

対象となる申請等

- ・ 建築確認申請
- ・ 中間検査申請
- ・ 完了検査申請（省エネ適判完了検査の追加含む）
- ・ 法第7条の6の規定に基づく仮使用の認定申請
- ・ 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定申請
- ・ 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可申請
- ・ 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可申請
- ・ 省エネ適判申請
- ・ 計画変更に係る省エネ適判申請
- ・ 省エネ適判申請の軽微変更該当証明書交付申請

3. 住まいの確保・再建のための支援

お手続き

■申請受付窓口

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

■受付時間

月曜日～金曜日（祝日除く） 8時30分から17時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- ・手数料免除申請書
- ・り災証明書の写し

■お問合せ先

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

4. 生活面への支援

4-1 生活必需品等の支給

4-1-1 被服、寝具その他生活必需品の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和8年熊本地震により被災された方に、被服、寝具その他生活必需品の支給を行います。申請受付の準備ができ次第、お知らせします。

対象となる方

令和8年熊本地震により住居が床上浸水、半壊又は全壊の被害を受けた方のうち、生活必需品の喪失などにより日常生活を営むことが困難な方

■支給の限度額

家屋の被災状況及び世帯人員数により、次の金額の範囲内での支給になります。

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	1人増すごと加算
全壊	20,900円	26,900円	39,900円	47,600円	60,300円	8,800円
半壊	6,900円	9,200円	13,800円	16,800円	21,100円	3,000円

※区分の半壊には、大規模半壊、中規模半壊及び床上浸水を含みます。

■支給品一覧【※以下は、令和7年8月豪雨災害時の内容です】

品名	金額	品名	金額
男性用肌着（半袖2枚）	1,030円	女性用肌着（キャミソール又はノースリーブ2枚）	1,040円
男性用トランクス（1枚入り）	550円	男性用トランクス（2枚入り）	770円
女性用ショーツ（1枚入り）	550円	女性用ショーツ（2枚入り）	770円
男性靴下（1足）	520円	女性靴下（1足）	360円
寝具（敷き布団、掛け布団等6点シングルセット）	5,720円	タオルケット（シングル）	1,160円
フェイスタオル（5枚入り）	600円	トイレットペーパー（12個入り）	330円
ティッシュペーパー（5個入り）	220円	紙おむつ（子供用）※パンツタイプ	1,070円
紙おむつ（子供用）※テープタイプ	1,460円	紙おむつ（大人用）※パンツタイプ	1,040円

4. 生活面への支援

紙おむつ（大人用）※テープタイプ	2,240 円	やかん（2.5L）IH 対応	1,200 円
両手鍋（20cm）IH 対応	1,360 円	フライパン（26cm）IH 対応	930 円
包丁	760 円	まな板	600 円
茶碗	300 円	箸	160 円
バケツ（8L）	490 円		

■お手続き

申請受付の準備ができ次第、お知らせします。

4-1-2 教科書及び学用品の支給

教育委員会指導課 096-328-2721

教育委員会学務支援課 096-328-2716

救助を要する被災者である児童・生徒に必要な教科書・文房具・通学用品・その他の学用品を支給します。

対象となる方

令和 8 年熊本地震にて罹災され、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）により学用品を喪失若しくは損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒、特別支援学校児童・生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）。

※教科書については、り災の程度を問いません。

支給対象品目

（ア）教科書及び正規の教材

（イ）文房具、通学用品

※現物支給となります。

お手続き

今後、具体的な手続きについてお知らせします。

4-2 ごみの処理について

4-2-1 地震で被害を受けたごみの収集について

廃棄物計画課 096-328-2359

この度の地震被害に伴う災害ごみについて、以下のとおり特別収集を行います。

対象となる方

熊本市内にお住まいの方

対象となるもの

45ℓの袋に入る大きさのごみ

お手続き

地震で被害を受けたものに限り、燃えるもの・燃えないものに分けて、45ℓ以下の透明ごみ袋に入れて、普段ご利用のごみステーションに通常のごみとは分けて出してください。

4-2-2 地震で被害を受けた大型ごみ、家電4品目の回収について

廃棄物計画課 096-328-2359

この度の地震被害に伴う災害ごみについて、以下のとおり特別収集を行います。

対象となる方

熊本市内にお住まいの方

対象となるもの

大型ごみ（たんす・食器棚など）、
家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）

お手続き

地震で被害を受けたものに限り、事前にごみゼロコール（0570-00-5374）に申し込みをしていただくことで、無料で回収を行います。（大型ごみ処理券は不要）

4-2-3 地震被害を受けたごみの処理手数料の減免について

廃棄物計画課 096-328-2359

地震災害ごみは直接市の施設（東部・西部環境工場、扇田環境センター）に持ち込むことができます。持ち込まれる地震災害ごみにつきましては、ごみ処理手数料を免除いたしますので、搬入前にお手続きをお願いします。

災害ごみの種別	持ち込み先	住所	電話	受入時間
燃えるもの	東部環境工場	東区戸島町 2570 番地	380-8211	月～土 8:30～16:30
	西部環境工場	西区城山薬師 2 丁目 12-1	329-0900	
燃えないもの	扇田環境センター	北区貢町 1567 番地	245-2696	月～土 8:30～16:30

対象となるもの

地震により壊れたり被害を受けたごみで、熊本市内で発生したもの。

※リサイクルできないもので、市のごみ処理施設で受け入れられるもの。

※事業所から出た災害ごみの手続きは、家庭ごみと一部異なります

お手続き

以下の書類をお持ちの上、申請窓口にてお手続きをお願い致します。

- (1) り災の状況がわかる写真（コピー用紙に印刷したものも可）【必須】
- (2) 持ち込む廃棄物の写真（コピー用紙に印刷したものも可）【必須】
- (3) 委任状（委任者の押印が必要）【該当する場合】

※申請手続きを、り災された本人や事業者の代わりに、代理人（片付けを手伝われている友人やごみ収集運搬業者等）が行う場合に必要

※搬入車両の車番と各施設への搬入回数を受付時にお聞きしますので、必ず控えてお越しく下さい。

■申請受付窓口

災害廃棄物に関する問合せは下記にお願いします。

- (1) 廃棄物計画課 （電話：096-328-2359）
- (2) 中央区役所総務企画課 （電話：096-328-2610）
- (3) 東区役所総務企画課 （電話：096-367-9121）
- (4) 西区役所総務企画課 （電話：096-329-1142）
- (5) 南区役所総務企画課 （電話：096-357-4112）
- (6) 北区役所総務企画課 （電話：096-272-1112）

4. 生活面への支援

臨時窓口

[ごみ焼却施設]（被害を受けたごみのうち燃えるものの持ち込み先）

（7）東部環境工場 （電話：096-380-8211）

（8）西部環境工場 （電話：096-329-0900）

[埋立施設]（被害を受けたごみのうち燃えないものの持ち込み先）

（9）扇田環境センター （電話：096-245-2696）

■受付時間

上記申請窓口の（1）～（6）は月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、（7）～（9）は月曜日～土曜日の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

4-2-4 事業所からの災害ごみの処分費用減免

事業ごみ対策課 096-328-2362

事業所からの災害ごみについては、一般家庭のものと取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

原則として市施設で受け入れ可能なものに限りします。

市施設でのごみ処理手数料が減免の対象になります。なお、収集運搬費は減免対象ではございません。

減免の対象となる災害ごみ

○可燃性のごみ（リサイクルできないもの）

○不燃性のごみ（埋立ごみ、業務で使用していた小型家電類など）

○業務で使用していた家電 4 品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）

事前確認

事業ごみ対策課で、減免できる災害ごみを確認後、減免申請窓口へのご案内を行います。処分したい災害ごみの内容及び量を把握のうえ、まずは、お問い合わせください。

■受付期間

7月30日（木）8時30分～

■事前相談先

事業ごみ対策課（電話：096-328-2362）

所在地：中央区手取本町 1-1 本庁 7 階

メール：jigyougomitaisaku@city.kumamoto.lg.jp

4. 生活面への支援

■相談時に必要なもの

り災証明書（コピー）又はり災の状況がわかる写真

廃棄したい災害ごみの写真

※家電4品目については、製造業者（メーカー）及び型式・型番を確認する必要があるため、把握のうえご相談ください。

※メールでご相談される場合は、その後の連絡を円滑に行うため、事業所名、事業所の所在地、連絡先の記載を必ずお願いいたします。

申請手続き

（１）可燃性のごみ、不燃性のごみについて

■申請の受付窓口

①廃棄物計画課（電話：096-328-2359）

②中央区役所総務企画課（電話：096-328-2610）

③東区役所総務企画課（電話：096-367-9121）

④西区役所総務企画課（電話：096-329-1142）

⑤南区役所総務企画課（電話：096-357-4112）

⑥北区役所総務企画課（電話：096-272-1112）

【臨時窓口】

⑦東部環境工場（電話：096-380-8211）

⑧西部環境工場（電話：096-329-0900）

⑨扇田環境センター（電話：096-245-2696）

①～⑥は月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで、

⑦～⑨は月曜日～土曜日の午前8時30分から午後4時30分まで

■申請時に必要なもの

- ・り災証明書（コピー）又はり災の状況がわかる写真（コピー用紙に印刷したものも可）
- ・搬入する災害ごみの写真（事業ごみ対策課にて事前確認を受けた写真）
- ・搬入に使用するすべての車両のナンバー（熊本〇〇〇あ〇〇-〇〇）
- ・搬入予定回数
- ・委任状（代理人が申請する場合 委任者の押印が必要）

■持ち込み先

- ・可燃性のごみ：西部環境工場、東部環境工場
- ・不燃性のごみ、小型家電製品類：扇田環境センター

■受入期間

月曜日～土曜日 午前8時30分～午後4時30分

（２）業務で使用していた家電4品目について

■申請の受付窓口

4. 生活面への支援

事業ごみ対策課（電話：096-328-2362）

所在地：中央区手取本町 1-1 本庁 7 階

メール：jigyougomitaisaku@city.kumamoto.lg.jp

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

■申請時に必要な書類・確認させていただく内容

①家電4品目特別搬入証交付申請書

- ・搬入に使用するすべての車両ナンバー（熊本〇〇〇あ〇〇ー〇〇）及び搬入回数
- ・搬入を許可業者に委託する場合は許可業者名など

②搬入品目一覧表

※搬入したい家電4品目の製造業者（メーカー）及び型式・型番を記載

③搬入する家電4品目の写真

※一点ずつ撮影したもの。

※②搬入品目一覧表のNo.を写真にご記載ください。

（メール添付の際はファイル名をNo.にしてください）

④り災証明書（コピー）又はり災の状況がわかる写真（コピー用紙に印刷したもの可）

⑤委任状（代理人が申請する場合 委任者の押印が必要）

■申請方法

窓口への持参、郵送、電子メールなど

■持ち込み先

東区戸島町 1489

■搬入期間

8月4日（火）から（当面の間）

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※祝日は除く

■搬入時に必要なもの

①特別搬入証（窓口で交付）

②搬入品目一覧表（①の裏面に印刷）

4-2-5 ブロック、瓦等のがれき撤去について

廃棄物計画課 096-328-2359

この度の令和8年熊本地震被害で発生したブロック、瓦等のがれきについて、以下のとおりがれきの撤去を無料で行います。

対象となるもの

- (1) ブロック塀 (2) 瓦 (原則、セメント瓦を対象とする) (3) 門柱
- (4) コンクリート片 (5) 石材 (6) 混在物 (7) その他

※対象外となるもの

解体が必要なもの、令和8年熊本地震以外で発生したもの

※撤去ができないもの

石綿（アスベスト）など危険物を含むもの、数メートルにわたるブロック塀など作業員での収集が困難なもの

お手続き

■受付窓口

- (1) 廃棄物計画課 (電話：096-328-2359)
- (2) 中央区役所総務企画課 (電話：096-328-2610)
- (3) 東区役所総務企画課 (電話：096-367-9121)
- (4) 西区役所総務企画課 (電話：096-329-1142)
- (5) 南区役所総務企画課 (電話：096-357-4112)
- (6) 北区役所総務企画課 (電話：096-272-1112)

※受付時間は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで（祝日を除く）です。

■必要なもの

- (1) 災害がれき撤去依頼書
- (2) ブロック塀、屋根などり災の全体の状況が分かる写真（コピー印刷も可）
- (3) 撤去を依頼するがれき等の写真（コピー印刷も可）
- (4) 委任状（来庁者が依頼者でない場合）
- (5) 災害がれき撤去承諾書（依頼者が被災所在地の所有者でない場合）

※（2）・（3）は、依頼者等が収集立ち合い不可の場合に必要となります。

※（4）は来庁者が依頼者でない場合に必要となります

※（5）は依頼者が被災地所在地の所有者でない場合に必要となります

※電話受付の場合は、上記の必要書類を送付します。この場合は、収集当日に業者に書類を提出する必要があります。

4. 生活面への支援

■依頼から処理完了までの流れ

- (1) 受付窓口へ来庁又は電話にて相談・受付
- (2) 受付窓口へ必要な書類の提出
- (3) 後日、依頼者へ収集日等の連絡

※調整に時間を要するため、実際の収集時期は未定です。あらかじめ御了承ください。

- (4) 業者による対象がれき等の収集運搬

※電話受付の方は、収集時に業者に書類を提出してください。

4-3 飲用井戸水の検査について

4-3-1 災害時における飲用井戸水等の水質検査

環境総合センター 096-379-2511

市内において地震により、飲用している井戸に被害があった世帯に対して、飲用井戸水の水質検査を実施します。地震で被災した井戸の水は、濁りなど水質が変化している可能性があります。検査結果が確認されるまでは、市販のミネラルウォーター等で対応してください。

対象となる方

被災された個人住宅で井戸水を飲用水としている世帯（上水道の未給水世帯、又は上水道の断水地域の世帯）

お手続き

■検査の予約・持ち込み先

熊本市環境総合センター 熊本市東区画図町所島404-1

電話番号 096-379-2511

午前8時30分から午後5時まで（当面の間、土曜、日曜、祝日を含む）

※必ず事前に電話でご予約をお願いします。

■井戸水の持ち込み時間

午前8時30分から午後3時まで

※詳細は検査予約の際にご案内します。

■必要なもの

- (1) 井戸水

○専用の採水容器を熊本市環境総合センターでお渡ししますので、その容器に検査する井戸水を入れてご持参ください。

※容器を取りに来られない方は未開封のミネラルウォーターのペットボトル

4. 生活面への支援

ル（500mL を 2 本）を空にして当日の井戸水を採取してください。

※詳しい採水方法は、ご予約時にご案内します。

（2）次のうち、いずれか一つご持参ください。

り災証明書（住家）

被災が確認できる写真等

住所が確認できるもの（断水地域の確認のため）

■検査料

無料

■検査内容

- ・化学的検査
- ・細菌学的検査 計 10 項目

■結果の通知

受付から概ね 7 日程度

※自宅へ郵送します。電話での問い合わせにも対応します。

■お問合せ先

環境総合センター 096-379-2511

4-4 通学に関すること

4-4-1 被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可

教育委員会学務支援課 096-328-2716

令和 8 年熊本地震にて罹災された児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について、以下のように対応を行います。

対象となる児童生徒

地震被害により居住地を離れて避難されている児童生徒で、熊本市立小・中学校への通学を希望される方。

お手続き

■指定校変更・区域外就学許可

下記のような場合において、申し立てに基づき期間等を相談の上、許可を行います。

- ①市内間で校区外に転居した場合
- ②市外へ転居した場合
- ③市外から転入した場合

■申請受付窓口

4. 生活面への支援

教育委員会事務局 学務支援課 就学班 096-328-2716

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

■必要なもの

- ・熊本市内の避難先の住所を確認できるもの（賃貸契約書・同居証明書など）
- ・児童生徒本人と保護者を確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- ・り災証明書等（コピー可、後日提出可）

4-5 生活に関することについて

4-5-1 消費生活相談

熊本市消費者センター 096-353-2500

今回の令和8年熊本地震に伴い、賃貸アパートからの退去、住宅修理工事等事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関するご相談を受け付けています。

相談窓口

■熊本市消費者センター

相談ダイヤル 096-353-2500

相談日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

時間 午前9時～午後5時

※面談は事前予約制

災害に便乗した悪質商法にご注意くださいのホームページもご覧ください。

災害に便乗した悪質商法にご注意ください / 熊本市公式サイト

4-5-2 こころの健康相談

こころの健康センター 096-366-1171

災害後には、様々な心の不調が現れることがあります。また、被災後時間が経ってから症状が現れる方もいます。

こころの健康に関するご相談は、以下の電話やSNSにて受け付けております。

4. 生活面への支援

対象となる方

熊本市民

電話相談窓口

- ・ ころの健康センター（ウェルパルくまもと 3 階）
096-362-8100 平日 午前 9 時～午後 4 時
- ・ 熊本ころの電話
096-285-6688 年中無休 午前 11 時～午後 6 時 30 分
- ・ 熊本いのちの電話
096-353-4343 年中無休 24 時間
0120-783-556 年中無休 午後 4 時～午後 9 時
- ・ よりそいホットライン
0120-279-338 年中無休 24 時間

SNS 相談窓口

■ころの悩み相談@連携中枢都市圏

- ・ 傾聴 AI への相談：24 時間 365 日
- ・ 専門相談員への相談：毎週火曜日・日曜日（12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
午後 6 時～午後 10 時
- ・ 相談方法

専用二次元コード（WEB）

LINE アカウント



<https://chat.ziai.jp/organization/cbafb13d-247e-4d2e-974d-2dc67ce55e46>



<https://line.me/R/ti/p/@355klbvn>
LINE アプリの「友だち追加」の「検索」で ID：【@355klbvn】を検索し、友だちに追加してください。

4-5-3 こどもたちの心のケア

教育委員会総合支援課 096-328-2743

令和 8 年熊本地震等により、不安や心配を感じるなど心のケアが必要な市立小学生や市立中学生およびその保護者に対して、スクールカウンセラーによるカウ

4. 生活面への支援

ンセリングを行います。

対象となる方

市立小学校・中学校に在籍する児童生徒およびその保護者

お手続き

児童生徒が在籍している小学校または中学校に保護者の方がご相談ください。

■申請受付窓口

児童生徒が在籍している小学校または中学校の担任等

■受付時間

9時00分から16時30分まで（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

■お問合せ先

（担当課名）総合支援課 （電話番号）096-328-2743

※令和8年8月30日まで（夏休み期間中）のスクールカウンセラーのお問い合わせは総合支援課にお願いいたします。

4-5-4 生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ

保護管理援護課 096-328-2299

家計が苦しい、仕事が見つからない、借金がある、家賃が払えず困っているなど、生活の維持が難しいとお困りのときは、ひとりで抱え込まずに、生活自立支援センターへご相談ください。

センターは中央区、東区、南区の市内3か所にあります。西区・北区にお住まいの方は区役所での出張相談も行っておりますのでお電話ください。

相談窓口

- ・中央生活自立支援センター（中央区役所2階）
096-328-2795 平日 午前9時～午後4時30分
- ・東生活自立支援センター（東区役所2階）
096-367-9233 平日 午前9時～午後4時30分
- ・南生活自立支援センター（南区役所横雁回館）
096-358-5571 平日 午前9時～午後4時30分

4-5-5 感染症に関する相談

健康危機管理課 096-364-3311

健康危機管理課では、感染症に関する相談を受け付けています。

対象となる方

熊本市にお住まいの方

お手続き

■相談内容

- ・ 感染症に関すること
- ・ 避難所等での感染対策に関すること。

■相談窓口

健康危機管理課 096-364-3311

■受付時間

午前8時半～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）

感染症の発生動向についてのホームページもご覧ください。

[熊本市の感染症発生情報／熊本市公式サイト](#)

4-5-6 食品に関する衛生相談

食品保健課 096-364-3188

食品保健課では、食品に関する衛生相談を受け付けています。

対象となる方

- ・ 熊本市にお住まいの方
- ・ 熊本市内で営業を行う食品関係事業者等

お手続き

■相談内容

- ・ 食品の取扱い、表示、保存方法、食中毒等の健康被害等に関すること
- ・ 被害を受けた食品関係施設の衛生管理や営業再開に向けた対応等に関すること

■相談窓口

食品保健課 096-364-3188

4. 生活面への支援

■受付時間

午前8時半～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）

4-5-7 外国人の方向けの相談窓口

国際課 096-328-2070

外国人の方の生活全般について、情報提供や相談対応を行う一元的窓口です。
お気軽にご相談ください。

対象となる方

在住外国人、市民、外国人を受け入れている機関等

お手続き

■相談窓口

熊本市国際交流会館 2 階（熊本市外国人総合相談プラザ）

■受付時間

会館の開館日

※休館日 第2・第4月曜日（祝日の場合は直近の平日）

午前10時～午後6時

■対応言語

25言語

やさしい日本語、英語、中国語(北京語)、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、マレー語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語、トルコ語、アラビア語、ポルトガル語、スペイン語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロシア語

■連絡先

熊本市外国人総合相談センター

電話番号 096-359-4995 メール soudan@kumamoto-if.or.jp

4-5-8 無料法律相談（弁護士）

広聴課 096-328-2075

無料法律相談（弁護士）は下記で行っております。

対象となる方

熊本市に住民登録をされている方で個人の相談に限る
（同一内容の再相談や継続相談は受けられません）

相談窓口

- 相談日：月、水、金曜日（祝日を除く）
- 時 間：午後1時～午後4時 ※ 相談時間は、1人20分です。
- 予 約：相談日の2週間前の週の月曜日（祝日の場合は翌日）より先着順

相談方法

熊本県弁護士会に所属する会員弁護士が電話によりお答えします。

※ 専用番号へ事前に予約申込をお願いします。

※ 当日、空きがある場合は、予約なしでも相談を受けられる場合があります。

特別相談予約受付専用 096-234-7499 （平日午前8時30分～午後5時）

4-5-9 無料入浴支援事業

生活衛生課 096-364-3187

令和8年熊本地震で被災し、自宅や避難所などで入浴することが困難な方を対象に、協力施設での無料入浴支援を実施します。

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- ・避難所や車中泊などの生活をしており、入浴することができない方
- ・自宅で避難生活をしており、断水や入浴設備の被災などにより入浴することができない方

お手続き

○入浴施設にご持参いただくもの

4. 生活面への支援

- 運転免許証やマイナンバーカードなど、住所・氏名を確認できるもの。（施設で提示が必要です。）
- タオル、着替等

※無料入浴支援協力施設については、市のホームページ（下記 QR コード）をご確認ください。



■お問合せ先

生活衛生課 096-364-3187

4-5-10 宿泊支援事業

健康福祉政策課
生活衛生課

令和8年（2026年）7月28日に発生した熊本地震で被災し、ホテルや旅館等の宿泊施設への避難を希望される方を対象に、市内宿泊施設を提供（2次避難）し、健康状態の悪化防止や避難生活と自宅再建の両立等を支援します。

対象となる方

1次避難所・車中泊・在宅避難での生活が困難な方のうち、宿泊施設での避難を希望し、宿泊施設での自立した生活が可能な方を対象とします。

※介助が必要な方は、介助者も同伴する必要があります。

なお、提供にあたっては次の配慮が必要な方を優先し、それ以外の希望される方についても施設の空室状況に応じてご案内します。

【配慮が必要な方】

- ・高齢者（健康状態の悪化または不安がある方等）
- ・障がい者（障がいにより、集団での避難生活が困難な方等）
- ・妊産婦
- ・乳幼児のいる世帯
- ・医療的な配慮が必要な方（医療機器の使用や難病等の持病がある方等）
- ・その他特別な配慮が必要な方

宿泊施設

熊本市内の宿泊施設を市が調整のうえご案内します。

宿泊期間

ご希望の宿泊期間（生活再建等の目途がつく1週間から10日間程度が目安）

利用の流れ

1. 巡回する保健師または避難所担当職員へご相談ください。
2. 市が宿泊施設との調整を行います。
3. 受入れ可能な宿泊施設が決まり次第、市から宿泊先などを連絡します。
4. ご自身または介助者の支援により、宿泊施設へ移動していただきます。
5. ご希望の期間（1週間から10日間程度が目安）、宿泊していただけます。

■お問合せ先

健康福祉政策課 宿泊支援チーム 096-328-2340

4-5-11 災害サポート・レンタカーの無料貸出（日本カーシェアリング協会）

政策企画課 096-328-2035

一般社団法人 日本カーシェアリング協会では、日常生活や片付けなどで車両が必要な方へ無料で車両の貸出を行います（要予約申込）。

対象となる方

令和 8 年熊本地震で被災された方・支援活動を行う団体

※被災した法人・団体も申込可能です。

※支援活動を行う団体も申込可能ですが、被災者への対応が優先となります。

※被災地の事業を請け負う企業、医師から運転を止められている方、支援団体に所属していない個人のボランティアの方は対象外となります。

※75 歳以上の方はご家族の同意が必要です。

貸出概要

■貸出期間

貸出車の準備ができ次第、個別に連絡があります。申込時点では貸出日をお伝えできませんので、ご了承ください。

【長期】（軽・普通）乗用車 ： 最長 2 週間（期間中何度でも利用可）

【短期】（軽・小型）トラック： 最長 3 日間（期間中何度でも利用可）

※長期、短期ともに、令和 8 年 12 月 25 日までの期間となります。

■貸出場所

日本カーシェアリング協会熊本支部

住所：熊本市西区小島 6 丁目 10-10 小島河川防災センター内

※貸出場所に直接お越しいただいても貸出できません。予約申込が必要です。

■利用料金

無料

※ガソリン代は自己負担となります。満タンでご返却ください。

お手続き

貸出を希望される場合は事前に予約申込が必要です。事前の予約申込がない場合、貸出場所に直接お越しいただいても貸出できません。

申込をしていただいてから申込順での貸出調整となります。申込時点では貸出日を

4. 生活面への支援

お伝えできないことをご了承ください。

■予約申込先

一般社団法人 日本カーシェアリング協会

(1) インターネットによる申込 (受付時間: 24 時間対応)

<https://www.japan-csa.org/blog/archives/13936>

(2) 電話による申込

(受付時間: 午前 10 時から午後 4 時まで※水・日・祝休み)

050-5799-4740



■貸出条件

(1) 運転免許証の提示 (運転する方全員分必要。申込者以外はコピー・写真可。)

(2) 携帯電話の所有

(3) 被災の証明 (り災証明申請控え、被災状況のわかる写真等)

※携帯電話や被災を証明できるものがない場合は、以下のお問い合わせ先へご相談ください。

※支援活動を行う団体は、活動実態を証明できる広報物などの提出が必要です ((3) は不要です)。

■お問合せ先

一般社団法人 日本カーシェアリング協会 050-5799-4740

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1 税に関すること

5-1-1 市税の減免

市民税課 096-328-2183

固定資産税課 096-328-2195

地震により被害を受けられた方は、被害の程度に応じて市税の減免を受けられる場合があります。

対象となる税目

1 個人市民税

- 居住する住宅に被害を受けられた方
- 所有する住宅または家財に被害を受けられた方
- 農作物に被害を受けられた方

2 固定資産税

- 著しく価値を減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）を有する方

3 事業所税

- 事業所用家屋等が滅失又は使用不能等の被害を受けられた方

お手続き

■申請受付窓口

1 個人市民税

市民税課 096-328-2183

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは市民税課でお受けします。）

2 固定資産税

固定資産税課 096-328-2195

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは固定資産税課でお受けします。）

3 事業所税

市民税課 096-328-2173（法人課税班）

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは市民税課でお受けします。）

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 30 分（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

5. 各種減免・支払いの猶予等

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- ・減免申請書（窓口に設置されています。）
- ・り災証明書 ※写し可
- ・り災証明書（農林水産業関係） ※農作物に被害を受けられた方
- ・損害保険等の契約書、支払明細書 ※保険金等による補てんがある場合
- ・農業共済等の支払明細書 ※共済金等による補てんがある場合

5-1-2 市税の納税の猶予

納税課 096-328-2204

地震による被害の状況により、市税の納税を猶予できる場合があります。

対象となる方

地震により被害にあった方

お手続き

■申請受付窓口

納税課 096-328-2204

5-2 証明書の交付手数料

5-2-1 各種証明書の交付手数料の免除

市民税課 096-328-2181

戸籍住民課 096-328-2031

各区役所区民課

各区役所税務室

各総合出張所（含：芳野分室）

り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料が免除できます。

対象となる方

り災証明書の交付を受けられた方

5. 各種減免・支払いの猶予等

証明書の種類・取扱窓口

	取扱窓口		
	各区役所区民課	市民税課 各区役所税務室	各総合出張所 (含 芳野分室)
① 印鑑に関する証明書	○	—	○
② 住民票記載事項に関する証明書	○	—	○
③ 住民票の写しの交付	○	—	○
④ 印鑑登録証の交付	○	—	○
⑤ 所得課税証明書	○	○	○
⑥ 固定資産関係証明書	○	○	○
⑦ 納税証明書(車検用を含む)	○	○	○
⑧ 滞納がないことの証明書 滞納処分を受けたことがない ことの証明書 その他の税証明書	—	○	—

※ ⑤～⑧の証明書の交付手数料は次の事由の場合に免除します。

- (1) り災した住家に係る損害保険金の請求
- (2) 災害復旧のための融資の申請
- (3) 税証明の提出が義務付けられている災害復旧のための国又は地方公共団体の援助を受ける手続き
- (4) り災者を対象とする公営住宅の入居の申請

お手続き

窓口に、り災証明書をご持参ください。

※コンビニ交付は免除の対象外です。

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 30 分（土曜、祝日、年末年始を除く）

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書
- (2) 本人確認ができるもの
- (※) 証明書の種類や窓口に来られた方によって、別途書類が必要な場合があります。詳細は、お問合せ先にご相談ください。

■お問合せ先

◆①～⑦について

中央区役所区民課	096-328-2245
東区役所区民課	096-367-9124
西区役所区民課	096-329-8503
南区役所区民課	096-357-4126
北区役所区民課	096-272-6900

◆⑤～⑧について

市民税課	096-328-2181
東区役所税務室	096-367-9138
西区役所税務室	096-329-1174
南区役所税務室	096-357-4143
北区役所税務室	096-272-1114

5-2-2 マイナンバーカード等の再交付手数料の免除

戸籍住民課 096-328-2067

マイナンバーカードセンター 096-277-1869

令和8年熊本地震の影響によりマイナンバーカードを紛失等した場合は、無料でカードの再交付の申請を行うことができます。

対象となる方

令和8年7月28日以前に、マイナンバーカードを受け取られている方で、り災証明書の交付を受けられた方

対象のお手続き

マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き

お手続き内容

■取扱窓口

熊本市マイナンバーカードセンター（大劇会館）
各区役所区民課マイナンバーカード特設窓口

■受付時間

	熊本市マイナンバーカードセンター (大劇会館)	各区役所区民課
受付時間	月曜・火曜・木曜／9：00～16：30 水曜／9：00～18：30 日曜／9：00～15：00	平日／9：00～16：30
休業日	金曜・土曜・祝日 第3土曜の翌日曜（システムメンテナンス日） 年末年始	土曜・日曜・祝日 年末年始

※令和8年7月・8月は開業日が変更になります。

開業日・休業日について以下熊本市ホームページをご確認ください。

「熊本市マイナンバーカードセンター及び熊本市マイナンバー
カード東区サテライトの休業日及び開業日について」

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00361519/index.html>



■手続き方法

マイナンバーカードの通常発行に加え、特急発行（申請から1週間程度で住所地へ直接カードを簡易書留（転送不要）・速達により郵送交付する方法）による手続きも可能です。

お手続きには、本人確認書類に加え、り災証明書（※）が必要となります。

（※）特急発行をご希望の場合は、り災証明書の発行日から30日以内に手続きをしていただく必要があります。

詳細については、熊本市マイナンバーカードコールセンターに問い合わせください。

■お問合せ先

熊本市マイナンバーカードコールセンター 096-277-1869

5-2-3 パスポートの発給手数料等の減免

戸籍住民課 096-328-2031
各区役所区民課

り災証明書の交付を受けられた方について、パスポートの発給手数料等が減免されます。

対象となる方

（1）り災証明書が「全壊」から「半壊」、または「床上浸水」の方

5. 各種減免・支払いの猶予等

(2) 令和8年(2026年)7月28日時点で熊本市に住民票を有している、または有していた方

お手続き

「必要なもの」をご持参の上、窓口でお手続きください。

注意事項

- (1) 減免できるのは、窓口申請のみです。
(オンラインからの電子申請は減免できません。)
- (2) 新たに発給申請をする場合、減免対象となります。
交付時に申し出て減免することはできません。
- (3) 手数料の還付は行いません。

■窓口

各区役所区民課

■申請時間

午前9時～午後4時30分(平日のみ)

■交付時間

午前9時～午後4時30分(平日のみ)

※中央区役所のみ日曜日も交付を行います。

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書(原本)
- (2) 住民票の写しまたは戸籍の附票の写し(原本)
- (3) 通常の申請に必要な書類一式(写真、戸籍謄本、本人確認書類 等)

■お問合せ先

中央区役所区民課	096-328-2238
東区役所区民課	096-367-9124
西区役所区民課	096-329-8503
南区役所区民課	096-357-4126
北区役所区民課	096-272-6900

5-3 水道料金・下水道使用料等

5-3-1 水道料金及び下水道使用料の減免

上下水道局料金課 096-381-1118

被災された方の水道料金及び下水道使用料を減免します。

5. 各種減免・支払いの猶予等

【減免内容】

- ① り災後も継続して水道等を使用している方
 - ア 偶数月検針（東部地区）の方
令和8年9月及び10月請求分を減免。
 - イ 奇数月検針（旧富合町・城南町を含む西部地区）の方
令和8年10月及び11月請求分を減免。
- ② り災後水道等の使用を中止した方
 - ア 偶数月検針（東部地区）の方
令和8年7月28日に遡り水道等の使用を中止し、令和8年6月定期検針日から7月28日までの請求分を減免。
 - イ 奇数月検針（旧富合町・城南町を含む西部地区）の方
令和8年7月28日に遡り水道等の使用を中止し、令和8年7月定期検針日から7月28日までの請求分を減免。

対象となる方

住家が準半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された方

お手続き

■申請受付窓口

上下水道局料金課（受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分）

■必要なもの

り災証明書（住家）※写し可

5-4 医療費・保険料・年金

5-4-1 定期予防接種の対象期間の延長

感染症予防課 364-3189

令和8年熊本地震により被災し、やむを得ない事情により定期予防接種を対象期間内に受けることができなかった方について、公費負担による接種機会を確保します。

対象となる方

熊本市に住民票がある方で震災発生により、やむをえず定期予防接種を対象期間内に

5. 各種減免・支払いの猶予等

受けることができなかった方。

対象期間

令和8年7月29日（水）から2年間

※高齢者の肺炎球菌感染症及び带状疱疹については、1年間

※ロタウイルスワクチンは対象外です

※五種混合・四種混合ワクチンは15歳まで、結核（BCG）ワクチンは4歳まで、ヒブワクチンは10歳まで、小児の肺炎球菌ワクチンは6歳までの年齢制限があります

お手続き

該当となられる場合は、り災証明書（コピー可）を取得の上、感染症予防課へご連絡ください。

感染症予防課 096-364-3189

5-4-2 国民健康保険料の減免

国保年金課
各区役所区民課

令和8年熊本地震により支払いが困難になった国民健康保険の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。※現時点においての要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方等が変更になる場合があります。

対象となる方

次の要件①～④のいずれかに該当する国民健康保険料の被保険者（世帯主及びその世帯に属する国民健康保険被保険者

- ① 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

被害区分	損害の程度	申請
全壊（流出を含む）・全焼	5/10	可
半壊・半焼・大規模半壊	3/10	可
一部損壊・部分焼・床下浸水	3/10以下	不可

- ② 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少した

こと。

- ③ 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- ④ 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

対象保険料

令和8年7月から

お手続き

以下の窓口に「必要なもの」を持ってお越しいただき、申請書等の記入を行っていただきます。

■申請窓口（受付時間：平日 午前9時00分～午後4時30分）

国保年金課	096-328-2290
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905

■必要なもの

- ・官公署発行の顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・り災証明書【住家】※写し可（①に該当する方）
- ・死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書又は医師の診断書（②に該当する方）
- ・確定申告書の控えその他所得が減少したことが確認できるもの（廃業届など）（③に該当する方）

5-4-3 国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の還付

国保年金課
各区役所区民課

災害や失業など特別な理由により、収入が一定額以下になった場合は、申請により一部負担金（医療機関の窓口で支払う額）の減免や徴収猶予が認められることがあります。

※ 現時点においての要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方等が変更になる場合があります。

対象となる方

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、その世帯の被保険者が死亡し、身体障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

※減免には細かな基準が設けてあり、上記**事由に該当**しても判定基準に基づいて審査した結果**減免非該当**となる場合があります。

※徴収猶予は、6ヶ月以内の期間に限り行います。減免は、3ヶ月以内の期間に限り行います。

※(1)の事由により減免等の申請ができる期間は、災害の発生した日の属する月から起算して1年以内の期間です。

お手続き

以下の窓口に「必要なもの」を持ってお越しいただき、申請書等の記入を行っていただきます。

■申請受付窓口

中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905

■受付時間

平日 午前9時～午後4時30分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。また、書類の追加提出をお願いする場合があります。

- (1) 資格確認書又はマイナ保険証（資格情報のお知らせ）
- (2) 収入が分かる書類（給与明細書、離職票、年金額確定通知等）
- (3) 預貯金通帳
- (4) 家賃証明（家賃の支払いがある場合）
- (5) その他、事由に応じた提出物
（下記のいずれかの書類）

《所有かつ居住する住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の場合》

・り災証明書

《被保険者が資産に重大な損害を受けた場合》

・被害金額が財産価格の1/3以上の損害を受けたことが分かる書類

《被保険者が死亡した場合》

・死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書

《被保険者が身体障がい者となった場合》

・身体障害者手帳

《被保険者が業務を廃止・休止した方の場合》

・公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）

《被保険者が病気などで失職し、現在収入がない方の場合》

・雇用保険の受給資格証、事業主等による証明、医師の診断書等

■お問合せ先

国保年金課 096-328-2290

5-4-4 後期高齢者医療保険料の減免

国保年金課 096-328-2290

各区役所区民課

令和8年熊本地震により支払いが困難になった後期高齢者医療の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

※ 現時点においての要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方等が変更になる場合があります。

対象となる方

次の要件①～④のいずれかに該当する後期高齢者医療制度の被保険者

- ① 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

被害区分	損害の程度	申請
全壊（流出を含む）・全焼	5/10	可
半壊・半焼・大規模半壊	3/10	可
一部損壊・部分焼・床下浸水	3/10以下	不可

5. 各種減免・支払いの猶予等

- ② 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- ③ 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- ④ 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

対象保険料

令和8年7月から

■申請に必要なもの

※申請内容によって提出書類が違います。詳しくはお問い合わせください。

- ①申請書
- ②資産価値のわかるもの
- ③損害の程度及び内容がわかるものの写し（り災証明等）
- ④損害補填額のわかるものの写し（損害保険会社の保険金振込通知書等）
- ⑤医師の診断書の写し
- ⑥死亡した事実がわかるものの写し（戸籍謄本など）
- ⑦入院証明書の写しや入院がわかるものの写し
- ⑧障害手帳または障害の程度がわかる証書の写し
- ⑨申請年の給与支払証明書等支払額が分かるものの写し
- ⑩年金証書または年金振込通知書の写し
- ⑪状況報告書
- ⑫失業、退職又は解雇された理由の分かるもの
- ⑬事業を休廃止したことが分かるもの
- ⑭申請年の収入額がわかるものの写し
- ⑮雇用保険の受給資格の分かるもの
- ⑯年金額改定通知書の写し（離職による額改定があった場合のみ）
- ⑰借入残高証明書等の写し
- ⑱災害による農作物等の不作、不漁等の事実を証明する書類の写し
- ⑲平年における当該農林漁業生産物の収入額がわかる書類の写し

※要件①の場合は、①・②・③・④の書類

要件②の場合は、①・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪の書類

要件③の場合は、①・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮・⑯・⑰の書類

要件④の場合は、①・⑪・⑱・⑲の書類

■お問合せ先、申請受付窓口

中央区役所区民課 096-328-2278
東区役所区民課 096-367-9125
西区役所区民課 096-329-1198
南区役所区民課 096-357-4128
北区役所区民課 096-272-6905
国保年金課（郵送）096-328-2290

〒860-8601

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

■受付時間

平日 午前 9 時～午後 4 時 30 分

5-4-5 後期高齢者医療制度一部負担金の減額・免除及び徴収猶予

国保年金課 096-328-2290

各区役所区民課

令和 8 年熊本地震により支払いが困難になった一部負担金について減額・免除・徴収猶予を受けられる場合があります。減額・免除・徴収猶予を受けるためには申請が必要です。

※ 現時点においての要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方等が変更になる場合があります。

減免等の対象となる方

次の要件①、②、③、④又は⑤のいずれかに該当する状態となり、生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難と認められる後期高齢者医療制度の被保険者

- ① 被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- ② 被保険者の属する世帯の世帯主が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく収入が減少したこと。
- ③ 被保険者の属する世帯の世帯主が事業又は業務の休廃止、失業等により著しく収入が減少したこと。
- ④ 被保険者の属する世帯の世帯主が重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期入院したこと（ただし、当該世帯が当該被保険者のみの世帯である場合を除く。）
- ⑤ 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

5. 各種減免・支払いの猶予等

■申請に必要なもの

- ① 申請書
- ② 世帯状況申告書及び収入状況申告書
- ③ 預貯金等申告書
- ④ 同意書

その他、事由に応じた提出物

【減免対象となる方①に該当する場合】

- ⑤ 災害等による住宅、家財又はその他の財産の被害に関する申立書（り災証明書等）

【減免対象となる方②に該当する場合】

- ⑥ 災害等による農業又は漁業の被害に関する申立書

【減免対象となる方③に該当する場合】

- ⑦ 事業または業務の休廃止、失業が確認できる書類
- ⑧ 申請事由発生年の収入予定額がわかるもの

【減免対象となる方④に該当する場合で死亡の場合】

- ⑨ 死亡した事実がわかるものの写し（戸籍謄本と死亡原因の傷病名が記載されている書類）

【減免対象となる方④に該当する場合で重大な障害の場合】

- ⑩ 障害者手帳または障害の程度がわかる証書の写しまたは医師の診断書

【減免対象となる方④に該当する場合で長期入院の場合】

- ⑪ 入院証明書の写し又は領収書
- ⑫ 医師の診断書（重篤な疾病または負傷により治療が3か月以上要すると記載されているもの）

■お問合せ先、申請受付窓口

中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905
国保年金課（郵送）	096-328-2290

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

■受付時間

平日 午前 9 時～午後 4 時 30 分

5-4-6 国民年金保険料の免除

国保年金課 096-328-2280

各区役所区民課

各総合出張所

国民年金第 1 号被保険者で、被災された方について、年金保険料納付が免除となる場合があります。

対象となる方

国民年金第 1 号被保険者で被災により住家・家財などに 2 分の 1 以上の損失があった国民年金保険料の納付が困難な方。

※保険などによる補てんがある場合はその分を控除。

※り災証明書（コピー可）もお持ちいただければ参考にさせていただきます。

お手続き

■申請窓口

各区役所区民課、各総合出張所、熊本西年金事務所

■受付時間

9 時 00 分～16 時 30 分

■必要なもの

- (1) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（窓口を用意しています）
- (2) 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届（窓口を用意しています）
- (3) り災証明書（コピー可）・被害金額が分かる書類（保険金等が支給された場合）
- (4) 本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）

■お問合せ先

熊本西年金事務所 096-353-0142（自動音声案内「2」→「2」）

中央区役所区民課 096-328-2278

東区役所区民課 096-367-9125

西区役所区民課 096-329-1198

南区役所区民課 096-357-4128

5. 各種減免・支払いの猶予等

北区役所区民課	096-272-6905
河内総合出張所	096-276-1111
天明総合出張所	096-223-1111
城南総合出張所	0964-28-3111
託麻総合出張所	096-380-3111
幸田総合出張所	096-378-0172
清水総合出張所	096-343-9161
龍田総合出張所	096-338-2231
芳野分室	096-277-2001
国保年金課	096-328-2280

5-5 高齢者福祉

5-5-1 介護保険料の減免

介護保険課 096-328-2347
各区役所福祉課

災害等により住宅・家財等の財産について、著しい損害を受けたことが原因で、介護保険料の納付が困難になった場合、申請により介護保険料を減免できる場合があります。詳しくは各区役所の福祉課までお問い合わせください。

※ 現時点における要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方が変更になる場合があります。

対象となる方

- ・世帯主又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により、その財産について著しい損害（半壊以上）を受けた場合。
※保険金及び損害補償等で補填されたものを除く。
- ・当該第1号被保険者の属する世帯の賦課期日所属年の前年の合計所得金額が600万円以下で、「令和8年度(2026年度)保険料所得段階表」に基づく所得段階が第1段階から第11段階までの場合（第12段階から第15段階は対象外）。

お手続き

■申請窓口

各区役所福祉課

■受付時間

平日 午前9時～午後4時30分

5. 各種減免・支払いの猶予等

■手続きに必要なもの

- (1) 介護保険利用料減免申請書（申請者一人につき 1 枚）
- (2) 収入等の調査に関する同意書（1 世帯につき 1 枚）
- (3) り災証明書（写し可）
- (4) 委任状（同一世帯以外の方が申請する場合は必要）

※申請書・同意書の様式は熊本市ホームページに掲載しています。

※他市町村で被災している場合…り災証明書の発行自治体に確認する。

※減免を判定する上で上記必要書類以外の書類を提出していただく場合がございますので、予めご了承ください。

■郵送による申請

【送付先】

- ・中央区にお住まいの方 〒860-8618 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
中央区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・東区にお住まいの方 〒862-8555 熊本市東区東本町 16 番 30 号
東区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・西区にお住まいの方 〒861-5292 熊本市西区小島 2 丁目 7 番 1 号
西区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・南区にお住まいの方 〒861-4189 熊本市南区富合町清藤 405 番地 3
南区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・北区にお住まいの方 〒861-0195 熊本市北区植木町岩野 238 番地 1
北区役所福祉課 高齢福祉班 宛

■お問合せ先

中央区役所福祉課 096-328-2311

東区役所福祉課 096-367-9127

西区役所福祉課 096-329-5403

南区役所福祉課 096-357-4129

北区役所福祉課 096-272-1118

介護保険課 096-328-2347

5-5-2 介護保険サービス利用料の減免

介護保険課 096-328-2347
各区役所福祉課

令和8年熊本地震に被災された方について、介護保険サービスの利用料（1～3割負担分）の減免を受けられる場合があります。

※ 現時点における要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方等が変更になる場合があります。

対象となる方

以下の①～②のいずれか条件に該当する方

- ① 本人または世帯の生計維持者が、災害により住宅、家財等について著しい損害（住家の全半壊、全半焼等）を受けた方。
- ② 世帯の生計維持者の収入が、以下の理由により著しく減少した方
 - ・ 死亡、重大な障害、長期入院等
 - ・ 事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等
 - ・ 農作物の不作、不漁等

お手続き

以下の窓口に「必要なもの」を持ってお越しいただき、申請を行ってください。

■申請受付窓口

中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

■受付時間

平日 午前 9 時～午後 4 時 30 分

■必要なもの

申請には、下記の書類等が必要です。

- (1) 介護保険利用料減免申請書（区役所の窓口にあります）
- (2) 介護保険被保険者証（写し可）
- (3) 委任状（本人と同一の世帯以外の方が申請の時）
- (4) その他、事由に応じた提出物（下記のいずれかの書類）
 - （災害により住宅・家財などの財産に著しい損害を受けた）
 - ・ 火災証明書、その他損害の内容や程度等を確認できるもの
 - （世帯の生計を維持者が死亡・長期入院などをした）
 - ・ 埋火葬許可証等、診断書やそれに準じる医師による証明書等
 - （世帯の生計を維持する者が事業を休廃止または失業等した）
 - ・ 給与支払い証明書、休業損害証明書、離職証明書、源泉徴収票、雇用保険受給者証等

■お問合せ先

中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118
介護保険課	096-328-2347

5-5-3 介護保険 特定福祉用具の再購入

介護保険課 096-328-2347
各区役所福祉課

令和8年熊本地震による家屋倒壊などにより使用できなくなった特定福祉用具の再購入に要する費用を支給します。

対象となる方

今回の地震により、以前に介護保険を利用して購入された特定福祉用具が破損等により使用できなくなった方。

※ 購入の前に事前申請が必要です。以前購入された事業所もしくは以下の【お問合せ先】にご相談ください。

■お問合せ先

中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118
介護保険課	096-328-2347

お手続き

以下の窓口に「必要なもの」を持ってお越しいただき、申請を行ってください。

■申請受付窓口

中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403

5. 各種減免・支払いの猶予等

南区役所福祉課 096-357-4129
北区役所福祉課 096-272-1118

■受付時間

平日 午前 9 時～午後 4 時 30 分

■必要なもの

申請には、下記の書類等が必要です。

- ・申請書
- ・ケアプラン一式
- ・理由書
- ・購入する物のカタログ
- ・破損状況が分かる写真等

※ 申請内容によっては、その他必要書類があります。

■対象の福祉用具

- ・腰掛便座
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具部分 等

※ 支給対象となる特定福祉用具の購入費用の上限は、同一年度で 10 万円です。

5-6 障がい者・児福祉

5-6-1 障がい者の福祉用具の再給付

障がい福祉課 096-361-2519
障がい者福祉相談所 096-362-6500
各区役所福祉課

地震による家屋倒壊などにより使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

対象となる方

障がい者手帳をお持ちの方で、令和 8 年熊本地震により、以前熊本市から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方

※ 詳細は、【お問合せ先】にご相談ください。

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前9時～午後4時30分 月曜日～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) 身体障がい者手帳
- (2) 破損状況が分かる写真等

※その他必要書類がございますので、まずはお問い合わせください。

■対象の福祉用具

【障がい者日常生活用具】

- ・介護用ベッド
- ・入浴補助器具
- ・たん吸引器
- ・ネブライザー（吸入器）
- ・ストーマ装具 など

【補装具】

- ・車椅子
- ・電動車椅子
- ・歩行器
- ・補聴器 など

■お問合せ先

中央区役所福祉課	096-328-2313
東区役所福祉課	096-367-9177
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118
障がい福祉課	096-361-2519

5-6-2 市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具

給付事業の自己負担額の減額

障がい福祉課	096-361-2519
こころの健康センター	096-366-1171
こども支援課	096-328-2158

自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業を利用している又は今後利用しよ

5. 各種減免・支払いの猶予等

うとしている方で市民税の減免を受けた方は、減免後の税額で利用者負担額を算出します。場合によっては、利用者負担額を減額することがあります。

対象となる方

以下の制度を利用している方又は今後利用しようとしている方で、市民税の減免を受けた方

1. 自立支援医療（更生医療、精神通院、育成医療）
2. 補装具、日常生活用具給付事業

お手続き

制度を利用するためには申請が必要です。市民税の減免を受けた方又は減免申請中の方は、以下までお問い合わせください。

■申請窓口・お問合せ先

対象サービス	申請窓口	お問合せ先
補装具	各区役所福祉課・総合出張所	障がい福祉課 096-361-2519
日常生活用具		
自立支援医療（更生医療）		こころの健康センター 096-366-1171
自立支援医療（精神通院）		
自立支援医療（育成医療）	各区役所保健こども課	こども支援課 096-328-2158

5-6-3 特別児童扶養手当などの災害特例措置

各区役所福祉課

令和8年熊本地震により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

対象となる方

- 受給資格者本人の所得制限により支給停止になっている方で、本人又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方

5. 各種減免・支払いの猶予等

⇒ 受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます

- 配偶者及び扶養義務者（同居の直系親族等）の所得制限により支給停止になっている方で、当該扶養義務者又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方

⇒ 扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

【被災財産の種類】

- ・住宅、家財
- ・主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋（店舗、工場、倉庫、納屋など）
- ・機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く）

お手続き

適用を受けるには、「り災証明書」の提出が必要です。
申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。
詳しくは、各区役所福祉課へお問い合わせください。

※ ご注意いただきたい点

災害を受けた年（令和8年）の所得について再確認を行います。
災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部または全部を返還していただくこととなります。

■お問合せ先

中央区役所福祉課	096-328-2313
東区役所福祉課	096-367-9177
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

5-7 子育て・教育

5-7-1 保育所等利用者負担額（保育料）の減免

保育幼稚園課 096-328-2568
各区役所保健こども課

5. 各種減免・支払いの猶予等

準半壊以上の被害を受けられた方は、災害の発生した翌日から1年間、利用者負担額（保育料）の減免を受けることができます。

対象となる方

0歳から2歳クラスを利用するお子さんの保護者のうち、災害により所有する住宅が準半壊以上の被害を受けられた方

減免の割合

被害の程度が「全壊」の場合	利用者負担額（保育料）：100%減免
被害の程度が「半壊」の場合	利用者負担額（保育料）：50%減免
被害の程度が「準半壊」の場合	利用者負担額（保育料）：30%減免

お手続き

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書（コピー可）（後日提出可）
- (2) 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）（後日提出可）
- (3) 利用者負担額減免申請書

■申請受付窓口

保育幼稚園課または各区役所保健こども課

■受付時間

保育幼稚園課：平日 午前8時30分～午後5時15分

各区役所保健こども課：平日 午前9時～午後4時30分

■お問合せ先

保育幼稚園課	096-328-2568
中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

5-7-2 児童扶養手当の災害特例措置

こども支援課 328-2158

5. 各種減免・支払いの猶予等

災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の10月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

対象となる方

- 受給資格者本人の所得制限により一部支給停止又は全部支給停止になっている方で、本人又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
⇒ 受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます
- 扶養義務者（同居の直系親族等）の所得制限により全部支給停止になっている方で、当該扶養義務者又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
⇒ 扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

【被災財産の種類】

- ・ 住宅、家財
- ・ 主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋（店舗、工場、倉庫、納屋等）
- ・ 機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く）

お手続き

適用を受けるには、「被災状況書」の提出が必要です。

「り災証明書」をお持ちの方はご提出ください。

申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。

詳しくは、各区役所保健こども課へお問い合わせください。

※ ご注意いただきたい点

災害を受けた年の所得について再確認を行います。

災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部または全部を返還していただくこととなります。

■お問合せ先

中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

5-7-3 児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免

児童相談所 096-366-8181

児童福祉法の規定に基づく、児童養護施設等や障害児入所施設への措置に関し、負担金の納入義務がある方は、申請により、負担金を減免できる場合があります。

対象となる方

納入義務者が次のいずれかに該当するとき。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 失業、疾病、災害等により、前年度に比較し、所得が著しく減少し、又は不時のやむを得ない支出により、負担金の納入が困難であると認められるとき。
- (3) 災害その他特別の事情により市長が特に必要と認めるとき。

お手続き

■申請窓口

児童相談所

■受付時間

受付時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- ・ 減免申請書
- ・ り災証明書（写し可）

※その他状況確認のための書類をお願いする場合があります。

詳しくは、児童相談所までお問合せください。

5-7-4 熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予

こども家庭福祉課	096-366-3030
中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付を償還中の方で、償還が困難な方については、償還を猶予できる場合があります。

対象となる方

- ① 地震により住家の全半壊の被災をされた方
- ② 療養に1ヶ月以上の負傷をされ、償還が困難な方
- ③ 失職して償還が困難な方

※上記は主な事例であり、地震の影響により償還が困難となった事情を個別に確認の上、判断します。

お手続き

- ・熊本市母子父子相談室（午前9時30分～午後4時 ※月曜・祝日休み）
熊本市中央区大江6丁目 1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）
096-372-1228
- ・各区役所保健こども課
中央区役所保健こども課 096-328-2421
東区役所保健こども課 096-367-9130
西区役所保健こども課 096-329-6838
南区役所保健こども課 096-357-4135
北区役所保健こども課 096-272-1104

■必要なもの

償還の猶予を受けるには、状況に応じ、り災証明書や医師の診断書、雇用関係の喪失が分かる資料等を添付のうえ、申請が必要です。

■お問合せ先

- | | |
|------------|--------------|
| こども家庭福祉課 | 096-366-3030 |
| 熊本市母子父子相談室 | 096-372-1228 |

5. 各種減免・支払いの猶予等

中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

5-7-5 市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担

上限月額の減額

こども支援課 328-2158

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方又は今後申請しようとしている方で市民税の減免を受けた方は、減免後の税額で自己負担上限月額を算出します。場合によっては、自己負担上限月額を減額することがあります。

対象となる方

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方又は今後申請しようとしている方で市民税の減免を受けた方

お手続き

制度を利用するためには申請が必要です。市民税の減免を受けた方は、下記の窓口へご申請ください。

■申請窓口

各区役所保健こども課

- ・中央区役所保健こども課 096-328-2419
- ・東区役所保健こども課 096-367-9134
- ・西区役所保健こども課 096-329-1147
- ・南区役所保健こども課 096-357-4138
- ・北区役所保健こども課 096-272-1128

■必要なもの

申請には、以下の書類が必要です。

- (1) 変更申請書
- (2) 受給者証の写し
- (3) 市民税が減額されたことが分かる書類の写し
- (4) 本人確認ができるもの

■お問合せ先

こども支援課 096-328-2158

5-7-6 就学援助制度

教育委員会学務支援課 096-328-2716

令和8年熊本地震等の影響により就学困難と認められる児童生徒の保護者等に対して、就学に必要な費用を援助します。

対象となる方

小中学校に在籍する児童生徒の保護者等で、令和8年熊本地震等の影響により、市町村民税の減免、個人の事業税の減免、固定資産税の減免、国民健康保険の減免または徴収の猶予、国民年金保険料の免除（4分の1免除を除く）のいずれかを受けた方。

お手続き

■申請方法

（1）窓口申請の場合

申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類と合わせて教育委員会事務局学務支援課にご提出ください。

受付時間： 8：30～17：15 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

（2）郵送の場合

申請書に必要事項を記入のうえ、教育委員会事務局学務支援課へ郵送してください。

郵送先： 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
熊本市学務支援課 就学援助担当 宛

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

（1）申請書

（2）各減免または徴収の猶予の決定通知書（写し可）

（3）申請者名義の通帳又はキャッシュカードの写し

■お問合せ先

学務支援課 096-328-2716

■ホームページ

就学援助制度について

5-7-7 熊本市奨学生の募集（家計の急変等）

教育委員会学務支援課 096-328-2716

毎年4月に行っている定例の奨学生募集以外に、住家の被災等を含む家計の急変等を対象とした奨学生の募集を行います。

対象となる方

[以下の全ての要件を満たす方]

- (1) 熊本市内に居住する方の被扶養者であること。
- (2) 学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校（高等課程及び専門課程）（以下「学校等」という。）に在学していること。
（※学年は問いません。）
- (3) 国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る。）又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。
- (4) 家計の急変等の要件に該当すること（※）。

※家計の急変等の対象について

- ・火災・風水害等：火災、風水害等の天災による家屋への被害（全焼・半焼・全壊・半壊）
- ・破産：扶養者の事業失敗による破産
- ・失職：主たる生計者が会社側の都合による解雇により失職
- ・死亡：主たる生計者の死亡
- ・入院：主たる生計者の入院又は長期自宅療養による世帯収入の減少
- ・離婚：扶養者の離婚による世帯収入の減少

お手続き

以下の提出書類を持参か郵送でご提出ください。

■提出書類

- ・熊本市奨学金貸付申請書
- ・熊本市奨学金家計急変等申請書
- ・生計を一にする世帯員全員の住民票（本籍不要）
- ・生計を一にする世帯員全員の令和8年度市県民税（所得・課税）証明書（世帯用でも可）
- ・り災証明書（写し可、後日提出可）等家計の急変等の対象であることがわかる書類（詳細はホームページ等参照）

5. 各種減免・支払いの猶予等

■申請受付窓口

熊本市教育委員会事務局学務支援課

■受付時間

8 時 30 分から 17 時 15 分まで（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

■貸付期間

申請した日の属する月から令和 9 年 3 月まで

※貸付期間終了後も貸付が必要な場合は、改めてご相談ください。

■募集期限

令和 9 年 2 月 26 日（金）必着（2 月 27 日（土）以降に届いた申請書は受付できませんのでご注意ください。）

■貸付区分及び貸付月額

区 分		種 別	貸付月額	申請時の申し出により 貸付月額に加算される額	
				自宅外通学生 加 算 額	第 1 学年初回 加 算 額 (1 年生に限る)
高 校 等	高 等 学 校	国・公立	①18,000 円 ② 9,000 円	—	50,000 円
	高 等 専 門 学 校 専修学校（高等課程）	私 立	①30,000 円 ②15,000 円		100,000 円
大 学 等	大 学	国・公立	①42,000 円 ②21,000 円	6,000 円	150,000 円
	大 短 期 大 学 専修学校（専門課程）	私 立	①51,000 円 ②25,500 円	10,000 円	200,000 円

※貸付けは無利子ですが、貸付期間終了後は必ず返還が必要となります。

■お問合せ先

学務支援課 （電話番号）096-328-2716

■ホームページ

熊本市奨学生の募集（家計の急変等）

5-7-8 熊本市奨学金貸付金の返還の猶予

教育委員会学務支援課 096-328-2716

熊本市奨学金貸付金を返還中の奨学生のうち、令和8年熊本地震で住家を被災され返還が困難な方は、返還を猶予することができます。

※ 返還すべき元金が免除されるものではありません。猶予期間終了後は返還が必要となります。

対象となる方

奨学生本人

※ 申請時点で未納がない方

※ 対象以外の方につきましても、返還のご相談等を承りますので、下記までご連絡ください。

お手続き

熊本市奨学金返還猶予申請書および災証明書（写し可）を持参か郵送でご提出ください。

■提出書類

- ・熊本市奨学金返還猶予申請書
- ・り災証明書（写し可、後日提出可）

■申請受付窓口

熊本市教育委員会事務局学務支援課

■受付時間

8時30分から17時15分まで（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

■返還を猶予できる期間

令和8年熊本地震が発生した日（令和8年7月28日（火））以降で、猶予決定の日の属する月から令和9年6月まで（最長）。

※ 返還期限が到来した返還金及び返還済みの返還金は猶予の対象となりません。

※ 返還金の納付が確定した後に申請が行われた際には、当該申請月の返還猶予ができない場合があります。

■お問合せ先

学務支援課 （電話番号）096-328-2716

■ホームページ

熊本市奨学金貸付金の返還の猶予

5-7-9 未就学児を対象とした受け入れ

保育幼稚園課 096-328-2568

各区役所保健こども課

教育委員会指導課 096-328-2721

今回の災害で被災されたことに伴い、保育の認定状況にかかわらず災害復旧のために保育を必要とされる未就学のお子さんを対象に、保育施設等への受け入れを実施いたします。

一時的な避難のため熊本市へ住民票を異動しない場合でも、利用できます。

対象となる方

今回の災害により被災し、災害復旧のため保育を必要とする未就学児及びその保護者

利用できる支援内容は次のとおりです。

①認可保育所等（保育所、認定こども園等）の利用 ※保育所部分

②私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用支援

③市立幼稚園への受け入れ

※②③については、年齢制限があります。

利用料

被害の程度により、災害の発生した翌日から1年間、利用者負担額（保育料）が減免されます。

被害の程度が「全壊」の場合 利用者負担額（保育料）：100%減免

被害の程度が「半壊」の場合 利用者負担額（保育料）：50%減免

被害の程度が「準半壊」の場合 利用者負担額（保育料）：30%減免

※副食費等の実費相当額は利用者負担

※②③については、被害の程度に関係なく、利用料は無償です。

利用期間

災害復旧に要する期間

お手続き

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

5. 各種減免・支払いの猶予等

- (1) り災証明書（コピー可）（後日提出可） ※②③の場合は不要
- (2) 本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）（後日提出可）
- (3) 教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書

■申請受付窓口

- ①各区役所保健こども課
- ②保育幼稚園課
- ③教育委員会事務局指導課

■受付時間

- ①平日 午前9時～午後4時30分
- ②平日 午前8時30分～午後5時15分
- ③平日 午前8時30分～午後5時15分

■お問合せ先

①に関すること

中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

②に関すること

保育幼稚園課	096-328-2568
--------	--------------

③に関すること

教育委員会事務局指導課	096-328-2721
-------------	--------------

6. 事業者に関すること

6-1 中小企業に関すること

6-1-1 中小企業者向け特別相談窓口

商業金融課 096-328-2424
起業・新産業支援課 096-328-2392

令和8年熊本地震の発生に伴い、経営等への影響を受ける市内中小企業様向けに経営に関する相談窓口を設置しました。

対象となる方

熊本市内で事業を営む方

相談窓口

■金融（市制度融資）に関する相談

開設場所：熊本市経済観光局産業部商業金融課

所在地：熊本県熊本市中央区手取本町 1-1 熊本市役所 8 階

受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分／休日（土日祝）9 時～16 時

電話：096-328-2424

■経営に関する相談

開設場所：くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT.

所在地：熊本県熊本市西区春日 1 丁目 14-1 くまもと森都心プラザ 2 階

受付時間：月曜日～土曜日 10 時～19 時／日曜日、祝日 10 時～17 時
（第 3 水曜日（休館日）と年末年始を除く）

電話：096-355-7402

メール：business@stsplaza.net

備考：相談は原則予約制となっております。電話またはメールにてご予約ください。

6-2 農林漁業者に関すること

6-2-1 農漁業被害に関する相談

農業政策課 096-328-2403

令和8年熊本地震により、被害を受けた農漁業者からの各種相談窓口を設置します。

6. 事業者に関すること

対象となる方

- ・ 農業を営まれている方
- ・ 漁業を営まれている方

相談窓口

■相談の内容

- ・ 農作物の被害に関する相談
- ・ 農業用施設の被害に関する相談
- ・ 農業用機械の被害に関する相談
- ・ 資金繰りに関する相談

窓口	電話番号
北東部農業振興センター農業振興課	096-272-1117
北東部農業振興センター農業振興課東農業振興室	096-367-9137
西南部農業振興センター農業振興課	096-329-1158
西南部農業振興センター農業振興課河内農業振興室	096-276-1114
西南部農業振興センター農業振興課南農業振興室	0964-28-3115
農業支援課	096-328-2384

■相談の内容

- ・ 農地の被害に関する相談
- ・ 土地改良施設の被害に関する相談

窓口	電話番号
北東部農業振興センター基盤整備課	096-272-1145
西南部農業振興センター基盤整備課	096-329-1168
農地整備課	096-328-2953

■相談の内容

- ・ 水産物の被害に関する相談
- ・ 水産業用施設の被害に関する相談
- ・ 水産業用機械の被害に関する相談
- ・ 資金繰りに関する相談

窓口	電話番号
水産振興センター	096-311-4010

6. 事業者に関すること

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月曜日～金曜日（祝日除く）

6-3 各種相談窓口

6-3-1 事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談

食品保健課 096-364-3188

食品関係事業者

熊本市内で営業を行う食品関係事業者等の施設、使用水、器具の消毒など食品に関する衛生相談を受け付けています。

■相談内容

- ・被害を受けた食品関係施設の衛生管理や営業再開に向けた対応等に関すること

■食品衛生に関する相談窓口

食品保健課 096-364-3188

■受付時間

午前8時半～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）

6-3-2 社会保険労務士による労働相談

雇用対策課 096-328-2377

市民の皆様が抱えている悩み解決を支援するために、無料の労働相談窓口を設置しております。

■相談の具体例

- ・雇用保険・労災保険の給付等に関する相談
- ・労働条件や労務管理に関する相談
- ・労働保険料の納期限に関する相談
- ・健康管理・安全衛生に関する相談

対象となる方

熊本市にお住まいの方、熊本市内に事業所を有する事業主の方

相談窓口

本庁舎1階北側エレベーター近くの高年齢者無料職業相談コーナー内で実施。

6. 事業者に関すること

■相談日

毎週水曜日（祝日を除く）

■時間

午後2時から5時まで

相談方法

熊本県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士が面談によりお答えします。
労働相談会場入口左にある時間帯を記載した整理券（予約札）をお取りいただき、整理券記載のお時間になりましたら労働相談会場にご入室ください。

問い合わせ先

雇用対策課 096-328-2377

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

「○」：住家被害の程度条件を満たしているもの

「▲」：建物取扱い等の一定の条件を満たす場合に、対象となる可能性があるもの

「×」：住家被害の程度条件を満たしていないもの

住家被害の程度のほかに所得等の条件がある制度もございますので、詳細をご確認ください。

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	1-1-1	り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む						
更	1-2-1	り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）						
	1-2-2	り災証明書の発行（農水産業関係）						
	1-3-1	被災届出証明書（住家以外の被害について）						
	2-1-1	災害弔慰金の支給						
	2-2-1	災害障害見舞金の支給						
	2-3-1	災害見舞金の支給	○	○	○	○	○	×
	2-4-1	災害援護資金の貸付	○	○	○	○	×	×
新	3-1-1	災害ボランティアの派遣						
更	3-2-1	住家の緊急の修理（被害の拡大の防止）	○	○	○	○	○	×
更	3-2-2	被災した住宅の応急修理	○	○	○	○	○	×
	3-2-3	ひとり親家庭への貸付（住宅）	○	○	○	○	○	○
新	3-2-4	家屋が損壊された方への市営住宅の一時提供	○	○	○	○	×	×
	3-3-1	熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助						

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	3-3-2	熊本市老朽空き家除却促進事業補助						
	3-3-3	被災住宅の障害物の除去	○	○	○	○	×	×
	3-4-1	開発許可申請等に係る手数料免除	○	○	○	○	○	○
	3-4-2	建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除	○	○	○	○	○	○
	4-1-1	被服、寝具その他生活必需品の支給	○	○	○	○	×	×
更	4-1-2	教科書及び学用品の支給	○	○	○	○	▲	▲
	4-2-1	地震で被害を受けたごみの収集						
	4-2-2	地震で被害を受けた大型ごみ、家電4品目の回収について						
	4-2-3	地震被害を受けたごみの処理手数料の減免について						
更	4-2-4	事業所からの災害ごみの処分費用減免						
新	4-2-5	ブロック、瓦等のがれき撤去について						
	4-3-1	災害時における飲用井戸水等の水質検査						
更	4-4-1	被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可	○	○	○	○	○	○
	4-5-1	消費生活相談						
	4-5-2	こころの健康相談						
更	4-5-3	こどもたちの心のケア						
	4-5-4	生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ						

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	4-5-5	感染症に関する相談						
	4-5-6	食品に関する衛生相談						
	4-5-7	外国人の方向けの相談窓口						
更	4-5-8	無料法律相談（弁護士）						
新	4-5-9	無料入浴支援事業						
新	4-5-10	宿泊支援事業						
新	4-5-11	災害サポート・レンタカーの無料貸出（日本カーシェアリング協会）						
	5-1-1	市税の減免	○	○	○	○	×	×
	5-1-2	市税の納税の猶予						
	5-2-1	各種証明書の交付手数料の免除	○	○	○	○	○	○
	5-2-2	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	○	○	○	○	○	○
新	5-2-3	パスポートの発給手数料等の減免	○	○	○	○	▲	▲
更	5-3-1	水道料金及び下水道使用料の減免	○	○	○	○	×	×
	5-4-1	定期予防接種の対象期間の延長	○	○	○	○	○	○
新	5-4-2	国民健康保険料の減免	○	○	○	○	×	×
新	5-4-3	国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の還付	○	○	○	○	▲	▲
新	5-4-4	後期高齢者医療保険料の減免	○	○	○	○	▲	▲

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
新	5-4-5	後期高齢者医療制度一部負担金の減額・免除及び徴収猶予	○	○	○	○	▲	▲
新	5-4-6	国民年金保険料の免除						
新	5-5-1	介護保険料の減免	○	○	○	○	×	×
新	5-5-2	介護保険サービス利用料の減免	○	○	○	○	×	×
新	5-5-3	介護保険 特定福祉用具の再購入						
	5-6-1	障がい者の福祉用具の再給付						
	5-6-2	市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額						
	5-6-3	特別児童扶養手当などの災害特例措置	○	○	○	○	×	×
更	5-7-1	保育所等利用者負担額（保育料）の減免	○	○	○	○	○	×
新	5-7-2	児童扶養手当の災害特例措置	▲	▲	▲	▲	▲	×
	5-7-3	児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免	○	○	○	○	○	○
	5-7-4	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予	○	○	○	○	○	○
新	5-7-5	市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限月額の減額						
更	5-7-6	就学援助制度						
更	5-7-7	熊本市奨学生の募集（家計の急変等）	○	○	○	○	×	×
更	5-7-8	熊本市奨学金貸付金の返還の猶予	○	○	○	○	○	○

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
更	5-7-9	未就学児を対象とした受け入れ	○	○	○	○	○	×
	6-1-1	中小企業者向け特別相談窓口						
	6-2-1	農漁業被害に関する相談						
	6-3-1	事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談						
	6-3-2	社会保険労務士による労働相談						